

第34期 第3回 横浜市児童福祉審議会（総会）

開催日時：令和5年11月20日（月）午後6時30分～

開催方法：オンライン開催

次 第

1 こども青少年局長あいさつ

2 審議事項

(1) 副委員長の選出について

3 報告事項

(1) 各部会からの報告

(2) 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和4年度実施状況報告

(3) 令和4年度 被措置児童等虐待について（報告）

(4) 第4期横浜市障害者プラン中間見直しについて

(5) 保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」について

(6) その他

資料1 第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・部会名簿

資料2 第34期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

資料3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料4 部会報告 里親部会

資料5 部会報告 保育部会

資料6 部会報告 児童部会

資料7 部会報告 障害児部会

資料8 部会報告 放課後部会

資料9 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和4年度実施状況報告

資料10 令和4年度 被措置児童等虐待について（報告）

資料11 第4期横浜市障害者プラン中間見直し素案及び市民意見募集の実施について

資料12 保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」を開設しました【記者発表資料】

参考資料1 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和4年度実施状況報告

参考資料2 児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書（令和2・3年度発生分）

参考資料3 グループトーク「みんなで話そう、つながろう！横浜での子育て」

第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てっぺい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	◎ あらきだ ゆり 荒木田 百合	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
4	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
5	いわさ みつあき 岩佐 光章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市西部地域療育センター センター長
6	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
7	おぎそ ひろし 小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 教授
8	くぼぞの ゆうこ 久保蘭 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
9	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長
10	こばやし おさむ 小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 教授
11	さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
12	さかもと こういち 坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
13	しぶや まさし 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
14	たかはし あつし 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
15	たかはし ゆういち 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥 横浜市東部地域療育センター 所長
16	たなべ ゆうじ 田辺 有ニ	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
17	てんみょう みほ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
18	パング きえ パング 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
19	ほそかわ かずみ 細川 一美	特定非営利活動法人 C A P かながわ 理事長
20	みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
21	もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
22	やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 准教授

第34期 横浜市児童福祉審議会 部会名簿

◎：部会長 ○：職務代理者

(各部会50音順、敬称略)

部会		氏名	所属・役職等
里親部会	委員	くぼぞの ゆうこ 久保蘭 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
		◎ こばやし おさむ 小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 教授
		○ たなべ ゆうじ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
		パング きえ 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
		ほそかわ かずみ 細川 一美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長
保育部会	委員	◎ いいい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
		てんみょう みほ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
		○ やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 准教授
	臨時委員	もり かよこ 森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
		おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長		
児童部会	委員	おぎそ ひろし 小木曾 宏	東京経営短期大学 こども教育学科 教授
		◎ しぶや まさし 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
		たかはし あつし 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
		○ たかはし ゆういち 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥 横浜市東部地域療育センター 所長
	臨時委員	もりやま なおと 森山 直人	千葉大学学生相談室 グランドオフィサー
障害児部会	委員	◎ いわさ みつあき 岩佐 光章	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市西部地域療育センター センター長
		○ さかもと こういち 坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
		もり かよこ 森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
放課後部会	委員	○ あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
		◎ あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 名誉教授
	臨時委員	えぐち かずよし 江口 和良	横浜市立小学校長会 副会長
		すずき ゆうこ 鈴木 裕子	国土舘大学文学部教育学科 教授
		たかすぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 会計
		へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		まつもと ゆたか 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
		みやなが ちえこ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

※で表示の委員については、複数部会へ所属。

横浜市児童福祉審議会〔総会〕 事務局名簿

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部 長	副局長(総務部長)	福 嶋 誠 也
	総務部医務担当部長	岩 田 眞 美
	総務部担当部長	白 井 正 和
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	齋 藤 眞 美 奈
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡 辺 将
	こども福祉保健部長	武 居 秀 顕
	こども福祉保健部担当部長	松 永 朋 美
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	放課後児童育成課長	佐 藤 治 憲
	保育・教育支援課長	大 槻 彰 良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野 澤 裕 美
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	石 田 登
	保育・教育認定課長	馬 淵 由 香
	保育対策課長	安 藤 敦 久
	保育対策課担当課長	大 島 範 子
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	安 達 友 彦
	こども家庭課長	藤 浪 博 子
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸 矢 崎 悦 子
	こどもの権利擁護課長	上 原 嘉 明
	障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石 神 光
係長	こどもの権利擁護課担当係長	荒 木 康 太

事務担当

企画調整課長	柿 沼 千 尋
企画調整課担当係長	生 野 元 康

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：令和4年4月1日 こ企第32号（局長決裁）

（総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

（臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関すること。（第8項第1号関係） 2 その他、里親等に関すること。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関すること（第8項第5号関係） 2 保育所の設置認可に関すること（第8項第6号関係） 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（第8項第7号関係） 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関すること（第8項第11号関係） 5 その他、保育に関すること。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第8項第9号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。（第8項第2号関係） 3 児童虐待等の調査に関すること（第8項第12号関係） 4 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（第8項第13号関係）

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第14号関係) 6 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(第8項第8号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事(第8項第10号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第3号及び第4号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
 - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (5) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (6) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 児童福祉施設(第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号)第4条第1項に規定する事項
 - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関する事

(12) 児童虐待等の調査に関すること

(13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項関係）

(14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

（会議の公開）

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかつて定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和5年3月1日～令和5年10月31日

資料4

里親部会

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和5年7月12日 14:00～17:00	1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 9件 養子縁組里親 5件 計14件 (2) 審議結果 14件承認 2 報告事項 (1) 里親認定等状況報告

1

2. 主な報告事項

第3回	
審議事項	(1) 里親の認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された14件を承認した。
主な意見	特になし。

2

令和5年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和5年3月1日～令和5年10月31日

資料5

保育部会

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和5年3月28日 18:00～22:10	1 審議事項 (1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について (2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について 2 報告事項 (1) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について (2) 屋外遊技場の面積緩和について (3) 市内保育・教育施設における不適切保育について

1

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和5年6月5日 18:00～21:10	1 審議事項 (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について 2 報告事項 (1) 令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について
第4回	令和5年7月14日 18:30～20:23	1 審議事項 (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
第5回	令和5年8月4日 18:00～20:23	1 審議事項 (1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
第6回	令和5年9月4日 18:15～20:40	1 審議事項 (1) 保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について (2) 小規模保育事業の認可について (3) 小規模保育事業の法人変更に伴う認可について

2

2. 主な報告事項

第2回	
審議事項	(1)横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について
報告内容	審議の結果、付議された3件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	法人本部が遠方の場合でも、事故対応等を迅速に行える体制を確保してほしい。
審議事項	(2)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された5件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(3)横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし

3

審議事項	(4)民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された3件を採択し、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(1)「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について
報告内容	令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について報告を受けた。
主な意見	特になし
報告事項	(2)屋外遊技場の面積緩和について
報告内容	屋外遊技場の面積緩和について報告を受けた。
主な意見	特になし
報告事項	(3)市内保育・教育施設における不適切保育について
報告内容	市内保育・教育施設における不適切保育について報告を受けた。
主な意見	専用相談窓口の設置に留まらず、保護者が安心して子どもを預け、保育士が安心して勤められる方策を検討する必要がある。

【添付資料】第34期横浜市児童福祉審議会第2回保育部会の審議結果

4

第3回	
審議事項	(1)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された2件のうち1件を認可対象とするとともに、補助金交付先とすることを承認した。なお1件については継続審議とした。
主な意見	法人の運営体制について、いま一度再検討をお願いしたい。
審議事項	(2)小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された6件のうち5件を認可対象とし、そのうち1件が自主財源整備のため、4件を補助金交付先とすることを承認した。なお1件については事務局案どおり不採択とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(1)令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について
報告内容	令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について報告を受けた。
主な意見	特になし

5

第4回	
審議事項	(1)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	第3回で継続審議となった1件について、審議の結果、認可及び補助金交付先法人とすることを不承認とした。
主な意見	事業の拡大よりも、今は運営体制の安定的な確立等に努めることが望ましい。

6

第5回	
審議事項	(1)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(2)小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件について事務局案どおり不採択とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】第34期横浜市児童福祉審議会第5回保育部会の審議結果

7

第6回	
審議事項	(1)保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された3件を認可対象とし、そのうち1件が自主財源整備のため、2件を補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(2)小規模保育事業の認可について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(3)小規模保育事業の法人変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】第34期横浜市児童福祉審議会第6回保育部会の審議結果

8

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 2 回保育部会の審議結果

令和 5 年 3 月 28 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について

審議の結果、付議された 3 件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	保土ヶ谷	向台保育園	(福) なつめの会	69	令和 5 年 4 月 1 日
2	戸塚	舞岡保育園	(福) 石狩友愛福祉会	63	令和 5 年 4 月 1 日
3	栄	上郷いちい保育園	(福) 水の会	60	令和 5 年 4 月 1 日

(2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 5 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	旭	スターチャイルド《鶴ヶ峰ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	60	令和 6 年 4 月 1 日
2	神奈川	にじいろ保育園反町	ライクキッズ(株)	60	令和 6 年 4 月 1 日
3	港北	にじいろ保育園綱島東	ライクキッズ(株)	60	令和 6 年 4 月 1 日
4	港北	にじいろ保育園箕輪町	ライクキッズ(株)	70	令和 6 年 4 月 1 日
5	青葉	グローバルキッズ藤が丘一丁目園	(株)グローバルキッズ	60	令和 6 年 4 月 1 日

(3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 1 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北	さくらんぼ保育園	(株) 創生	50	令和 6 年 4 月 1 日

(4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された3件を採択し、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	金沢	北六浦いちい保育園	(福)水の会	72	令和6年4月1日
2	港南	港南台保育園	(福)明真会	120	令和6年4月1日
3	港南	笹下南つくしんぼ保育園	(福)つくしんぼの会	100	令和6年4月1日

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 3 回保育部会の審議結果

令和 5 年 6 月 5 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 2 件のうち 1 件を認可対象とするとともに、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	神奈川	スターチャイルド《片倉町ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	60	令和 6 年 4 月 1 日

次の案件については、継続審議を行うこととなりました。

	所在区	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北	日吉本町えほんの森保育園	(株)みんなのみらい計画	47	令和 6 年 4 月 1 日

(2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 6 件のうち 5 件を認可対象とし、そのうち 1 件が自主財源整備のため、4 件について補助金を交付することとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	神奈川	ポートサイド野ばな保育園	(株)センター	19	令和 6 年 4 月 1 日
2	神奈川	The Yokohama Front Nursery	(社福)毛里田睦会	19	令和 6 年 4 月 1 日
3	旭	サフォークキッズランド二俣川園	セルテック(株)	19	令和 6 年 4 月 1 日
4	栄	チームナーサリーBigHug本郷台	(特非)クオリティワールド	19	令和 6 年 4 月 1 日
5	港北	リトルスカラー綱島保育園	北友建設(株)	19	令和 6 年 4 月 1 日

自主

次の案件については、事務局案のとおり不承認とすることとなりました。

	所在区	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	栄	本郷台わかば保育園	(一社)H&P	19	令和 6 年 4 月 1 日

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 4 回保育部会の審議結果

令和 4 年 7 月 14 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、第 3 回保育部会において継続審議となった次の案件については、認可予定案件及び補助金交付予定案件として不承認することとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北	日吉本町えほんの森保育園	(株) みんなのみらい計画	47	令和 6 年 4 月 1 日

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 5 回保育部会の審議結果

令和 5 年 8 月 4 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 1 件を認可対象とするとともに、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北	スターチャイルド《日吉本町ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	50	令和 6 年 4 月 1 日

(2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 1 件を事務局案のとおり不承認とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	栄	本郷台わかば保育園	(一社) H&P	19	令和 6 年 4 月 1 日

第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 6 回保育部会の審議結果

令和 5 年 9 月 4 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された 3 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
	港南	最戸サン保育園	(福) サン福祉会	60	令和 6 年 4 月 1 日
	神奈川	ミアヘルサ保育園ひびき羽 沢横浜国大	ミアヘルサ (株)	59	令和 6 年 9 月 1 日
自主	栄	トモキッズナーサリーかさ ま園	(株) ビスイアソシ エイツ	50	令和 6 年 4 月 1 日

(2) 小規模保育事業の認可について

審議の結果、付議された 1 件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
	瀬谷	瀬谷すくすく保育園	(株) すくすく	12	令和 6 年 4 月 1 日

(2) 小規模保育事業の法人変更に伴う認可について

審議の結果、付議された 1 件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
	中	こもれび保育園根岸園	現在：(株) おはよ うキッズ 変更後：(株) SHINKS-K	15	令和 6 年 4 月 1 日

令和5年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和5年3月1日～令和5年10月31日

資料6

児童部会

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和5年3月23日 15:00～15:39	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 3 その他 なし

1

回数	開催日時	主な審議内容等
第4回	令和5年4月27日 15:00～15:57	1 審議事項 なし 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 「児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書(令和2・3年度発生分)」の提出について
第5回	令和5年5月25日 15:00～15:45	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 なし

2

回数	開催日時	主な審議内容等
第6回	令和5年6月22日 15:00~16:35	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 3 その他 (1) 子どもの権利ノートへの対応(報告) (こどもの権利擁護課養護支援係) (2) 令和4年度横浜市における児童虐待対応状況について(こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)
第7回	令和5年7月27日 15:00~16:31	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (2) 児童福祉法33条の7及び民法834条に規定される親権喪失の申立てについて(北部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 被措置児童虐待の受付(報告) (こどもの権利擁護課養護支援係)

3

回数	開催日時	主な審議内容等
第8回	令和5年8月24日 15:00~17:10	1 審議事項 (1) 児童福祉法第33条の7及び民法834条の2に規定される親権停止の申立て又は第28条第1項第1号の申立てについて(中央児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (4) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 3 その他 (1) 子どもの権利ノートへの対応(追加報告) (こどもの権利擁護課養護支援係)

4

回数	開催日時	主な審議内容等
第9回	令和5年9月28日 15:00~15:55	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告) (こどもの権利擁護課養護支援係)

5

回数	開催日時	主な審議内容等
第10回	令和5年10月26日 15:00~17:10	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) (3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 子どもの権利ノートへの対応(報告) (こどもの権利擁護課養護支援係) (2) 児童虐待事例等内部検証委員会(令和4年度発生分)実施報告(こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)

6

まとめ

児童部会

令和5年3月1日から令和5年10月31日まで8回開催

【事例審議 13件】

- ・児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 6件
- ・児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 5件
- ・児童福祉法第33条の7及び民法834条に規定される親権喪失の申立てに係る案件 1件
- ・児童福祉法第33条の7及び民法834条の2に規定される親権停止の申立て又は第28条第1項第1号の申立てに係る案件 1件

【報告事項 4件】

- ・児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てに係る案件 4件

【その他 8件】

- ・子どもの権利ノートへの対応(報告)(追加報告) 計3件
- ・被措置児童虐待の受付(報告) 2件
- ・「児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書(令和2・3年度発生分)」の提出について
- ・令和4年度横浜市における児童虐待対応状況について
- ・児童虐待事例等内部検証委員会(令和4年度発生分)実施報告

2. 主な報告事項

第3回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)
報告内容	(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	(1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第4回	
審議事項	なし
報告内容	
主な意見	
報告事項	2 報告事項 なし 3 その他 (1)「児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書（令和2・3年度発生分）」 の提出について
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携後の支援のあり方 ・伴走的支援の重要性 ・途切れない支援策について ・検証方法について

9

第5回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
報告内容	(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 なし 3 その他 なし
報告内容	
主な意見	

10

第6回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
報告内容	(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 3 その他 (1)子どもの権利ノートへの対応(報告)(こどもの権利擁護課養護支援係) (2)令和4年度横浜市における児童虐待対応状況について (こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

11

第7回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (2)児童福祉法33条の7及び民法834条に規定される親権喪失の申立てについて (北部児童相談所)
報告内容	(1)(2)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 なし 3 その他 (1)被措置児童虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課養護支援係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

12

第8回

審議事項	(1)児童福祉法第33条の7及び民法834条の2に規定される親権停止の申立て又は第28条第1項第1号の申立てについて(中央児童相談所)
	(2)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
	(3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
	(4)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)
報告内容	(1)(2)(3)(4)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所)
	3 その他 (1)子どもの権利ノートへの対応(追加報告)(こどもの権利擁護課養護支援係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

13

第9回

審議事項	(1)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)	
	報告内容	(1)について、申立ての方針を適切と判断。
	主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)	
	3 その他 (1)被措置児童等虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課養護支援係)	
報告内容	報告内容を確認。	
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。	

14

第10回

審議事項	(1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所) (2)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)
報告内容	(1)(2)(3)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 なし 3 その他 (1)子どもの権利ノートへの対応(報告)(こどもの権利擁護課養護支援係) (2)児童虐待事例等内部検証委員会(令和4年度発生分)実施報告 (こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

令和5年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和5年3月1日～令和5年10月31日

資料7

障害児部会

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第1回	令和5年3月17日 18:00～20:00	1 審議事項 (1) 部会長・副部会長の選出 (2) 小児から成人への移行期（トランジション）支援の充実に に向けた取組について 2 報告事項 令和5年度横浜市予算について

1

2. 主な報告事項

第1回	
審議事項	(1) 部会長・副部会長の選出
報告内容	岩佐委員を部会長とし、坂本委員を副部会長としました。
主な意見	異議なし
審議事項	(2) 小児から成人への移行期（トランジション）支援の充実に に向けた取組について
報告内容	これまで小児から成人への移行期の課題に係る意見書作成に向けて議論してき ましたが、その内容を確認するとともに、小児から成人への移行期支援の充実に向 けた取組について協議しました。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 意見書提出後の取組のイメージを深めていきたい。 意見書の内容を次期障害者プラン等に反映させることも意識していきたい。
報告事項	(1) 令和5年度横浜市予算について
報告内容	障害福祉関連予算について報告しました。
主な意見	特になし

2

令和5年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

資料8

放課後部会

(期間) 令和5年3月1日～令和5年10月31日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和5年6月16日 19:53～20:21	1 報告事項 (1) 指導監督基準の改訂について (2) 令和4年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について

1

2. 主な報告事項

第2回	
報告事項	(1)指導監督基準の改訂について
報告内容	基準条例の改訂に合わせ、指導監督基準の改訂を行った。 ・放課後児童支援員のみなし適用、安全計画の策定と措置、業務継続計画の策定と措置、自動車運行の所在確認の義務化
主な意見	安全計画の策定と措置、特に健康管理と安全確保では自動車を使用した送迎や活動の際に所在確認を徹底することは保育所だけではなく、放課後クラブも含めて非常に大事だと思う。
報告事項	(2)令和4年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について
報告内容	・監査の位置づけ・手法について説明 ・令和4年度の監査結果について、適合していない件数や口頭又は文書指導が多い項目については、令和4年度の制度変更による影響が大きいと考えている。
主な意見	市としても監査で不適切な部分を指摘するだけでなく、監査項目に関わる職員の確保では事業所の人材確保を支援するなど、事業者の運営支援に取り組んでいると感じる。

2

横浜市子供を虐待から守る条例 に基づく 令和4年度実施状況報告

平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和4年度の取組の実施状況を報告します。(15条)

1 横浜市の体制（4条関係）

各区こども家庭支援課にこども家庭総合支援拠点を整備し、区役所と児童相談所の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。(P. 2～4)

(1) 区役所及び児童相談所の職員の適正配置

- ・児童相談所に児童福祉司31人、児童心理司7人、一時保護所の保育士2人合計40人を増員
- ・区こども家庭支援課における児童虐待対応等の機能強化のため、令和3年度10区に続いて8区でこども家庭総合支援拠点を整備し、係長4人、社会福祉職7人、会計年度任用職員29人を増員

(2) 区役所と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修

- ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
- ・区こども家庭支援課への児童精神科医師によるコンサルテーションの実施やスーパーバイザー派遣

2 市の責務（4条関係）

市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。(P. 5～17)

(1) 子育て支援事業の充実

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問して情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」

(2) 児童虐待の予防・早期発見

- ・母子保健コーディネーターによる妊娠届時から産後4か月までの継続した支援
- ・妊娠等に悩む方々が電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」
- ・妊娠・出産・育児期に支援が必要な方を早期に把握し、速やかに支援を開始するための「医療機関における情報提供書等を活用した情報提供」

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援

- ・「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」での虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討等

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化

- ・協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備

- ・精神科医による産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族向け「おやこの心の相談事業」を5区で実施

(6) 子供自身に対する権利主体であることの啓発及び相談先の情報提供

- ・子どもの権利や相談先に関する啓発動画を配信し、子ども本人からの相談先の周知

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化

- ・区こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議して対応

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施

- ・小・中学生等を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施
- ・重篤事例等検証委員会を開催し、令和2・3年度に発生した虐待による重篤及び死亡事例5例の検証を実施

3 市民の責務（5条関係）・関係機関等の責務（7条関係）

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の速やかな通告や、市民及び関係機関の責務として児童虐待防止に向けた取り組みが行われました。(P. 18～22)

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取り組み



4 通告及び相談に係る対応等（8条関係）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。(P. 23～25)

- ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数（総数13,140件：区役所4,037件、児童相談所9,103件）
- ・よこはま子ども虐待ホットライン（24時間365日、フリーダイヤル）での相談・通告の受付（受付件数：3,183件）
- ・かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付（受付件数：1,671件）



5 情報の共有等（9条関係）

市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。(P. 26～27)

- ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有（4,903件）
- ・進行管理台帳への登録（4年度末5,591人） ・個別ケース検討会議の開催（1,856回開催）

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（10条関係）

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。(P. 28～30)

- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援（18か所55,078件）
- ・「施設等退所後児童アフターケア事業」の実施（居場所利用者708人）
- ・里親・ファミリーホームへの委託（4年度末委託児童数 里親102人、ファミリーホーム22人）

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（11条関係）

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。(P. 31～32)

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための「家族再統合事業」の実施
- ・児童虐待等の問題を抱える家庭への「養育支援家庭訪問事業」の実施
- ・医療機関委託による、保護者に対する「カウンセリング強化事業」の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（12条関係）

健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。(P. 33)

- ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料受診券交付による受診勧奨
- ・就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施

9 子供虐待防止の啓発（13条関係）

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。(P. 34～36)

- ・区民向けイベントでの啓発、講演会等の実施
- ・体罰等によらない子育てと子どもの権利を啓発する動画を配信し、インターネットやSNS、公共交通機関を活用した広報啓発を実施
- ・「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」の改訂と配布
- ・包括連携協定の取組の一環として、企業と連携したオレンジリボンキャンペーン等の実施



令和4年度 被措置児童等虐待について（報告）

令和4年度に横浜市が対応した被措置児童等虐待の状況について、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、児童福祉審議会児童部会で報告を行いましたので、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づく公表事項について報告します。

	被措置児童等虐待の状況	施設等の種別	施設職員の職種	本市の講じた措置
事例A	身体的虐待	児童養護施設	保育士	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設ではメンタル面等不安定な職員へのフォロー体制の構築、職員配置の見直しを実施。
事例B	身体的虐待 心理的虐待	障害児入所施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では第三者委員会を設置し、職員向けの研修や虐待防止委員会等を実施。

【参考】

「児童福祉法」抜粋

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（中略）における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

第33条の15 （中略）

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

「児童福祉法施行規則」抜粋

第36条の29 法第33条の15第2項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第33条の14第3項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 2 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 3 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 被措置児童等虐待を行つた施設職員等（法第33条の10第1項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 5 都道府県が行つた措置の内容
- 6 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

第4期横浜市障害者プラン中間見直し素案及び市民意見募集の実施について

令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする「第4期横浜市障害者プラン」中間見直しを行っています。その実施状況についてご報告します。

1 プランの概要

「第4期横浜市障害者プラン」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定した計画です。

このうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としているため、「第4期横浜市障害者プラン」の中間期の見直しを行います。「障害者計画」の内容は継承し、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の見直しという位置づけとなります。

なお、見直しに際しては、横浜市障害者施策推進協議会で協議し、中間見直し素案を作成しました。

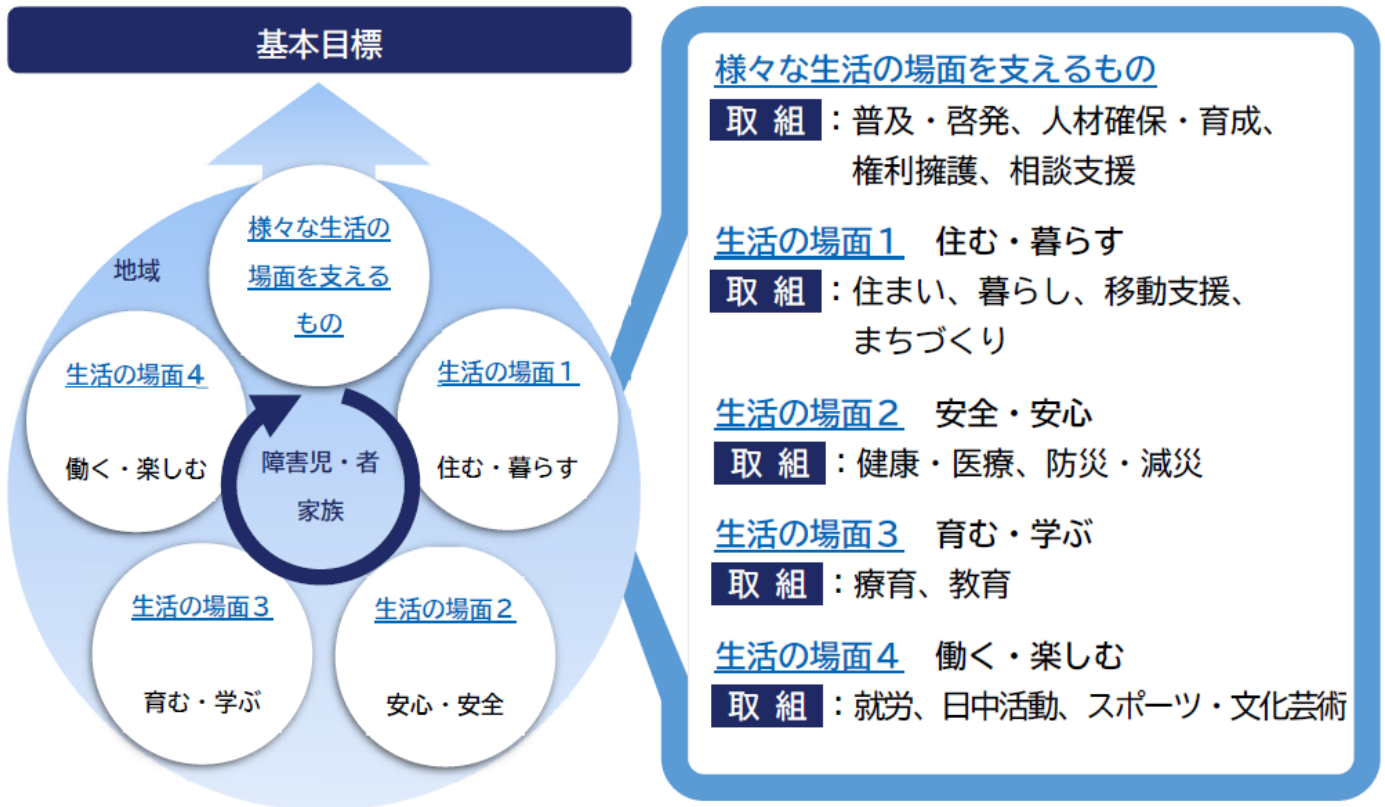
- ・ 障害者計画
障害者基本法に基づき本市における障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画
- ・ 障害福祉計画
円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画として、障害者総合支援法に基づく計画
- ・ 障害児福祉計画
児童福祉法に基づく計画

第4期横浜市障害者プラン					
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画					
障害福祉計画			障害福祉計画		
障害児福祉計画			障害児福祉計画		

見直し

2 プランの全体像

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるとまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類し、施策を進めています。



3 見直し内容

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、関係法令の改正等を踏まえた国の基本指針等の内容により、後期3年間のサービスごとに必要な利用の見込み量等を設定します。

「障害者計画」に係る個別事業についても、ニーズの動向等を踏まえながら必要に応じて内容の見直しを行います。

**【参考】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(こども家庭庁・厚生労働省告示第1号・令和5年5月19日)要旨**

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
精神病床退院後一年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- (3) 地域生活支援の充実
強度行動障害を有する者への支援ニーズ把握、支援体制の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：50%以上
- (5) 障害児支援の提供体制の計画的な整備等
都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
各市町村は、基幹相談支援センターを設置等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

4 当事者等からの意見聴取

(1) 関係者団体グループインタビュー

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、
横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、
横浜市グループホーム連絡会、横浜市精神障害者家族連合会、
横浜市精神障害者地域生活支援連合会、横浜知的障害関連施設協議会、
Y P S 横浜ピアスタッフ協会、横浜市グループホーム連絡会（当事者部会）、
横浜市放課後等デイサービス自主勉強の会、
社会福祉法人型障害者地域活動ホーム連絡会
<12 団体、約 250 人>

(2) 主な意見

- ・ 地域の方に、障害のある方の暮らしの様子についての啓発は必要と思われる。
- ・ 幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒への共生の意識の高まりが必要。
- ・ 誰が、どこが詳しいか、誰に聞いたら教えてもらえるのか？それがわからない。
- ・ 文字での案内が多いので、知的・発達障害の方々ではわかりにくい場面が多いと感じま
す。
- ・ 病院（診断）の連携がうまくいっていないと思います。
- ・ 災害発生時、障害のある人と家族・支援者が安心して過ごせる避難場所が必須。
- ・ 日中活動の事業所が足りない。2か所に通っているが、人によっては3か所通っている人もいる。
- ・ 知的障害のある方は特にコロナ禍で余暇が思うように過ごせずストレスが高い方も多いと感じます。

※原文のまま掲載しています。

5 振り返り及び見直し内容

＜別紙「第4期横浜市障害者プラン中間見直し素案 詳細版」より抜粋＞

様々な生活の場面を支えるもの

(1)「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
障害福祉人材の確保	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行うことで社会福祉人材の確保につなげていきます。	推進	市内専門学校との連携により、障害福祉の魅力を発信するアニメーション等を作成し、イベント等で放映するなど、障害福祉の魅力を発信するための取組を行ってきました。引き続き、これまで作成した動画やポスター等を活用し、就職を考え始める前の高校生や中学生など、若年層に向けた更なる啓発に取り組みます。	△	推進
障害者虐待防止事業（普及・啓発）	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	ちらし・ポスター等を作成し、市民に向けた広報を実施したほか、ホームページでの情報発信を通じて、虐待防止に係る普及・啓発を推進しました。また、障害福祉サービス事業所の管理者及びサービス管理責任者を対象とした「障害者虐待防止研修」を毎年度開催し、各施設における虐待防止及び支援の質の向上に取り組みました。引き続き市民への普及・啓発や、事業者等への各種取組を推進していく必要があります。	○	推進
【新規】精神科病院における虐待防止に向けた措置	精神科病院内で虐待を発見した場合の通報受理体制を整え、通報内容の事実確認等を実施します。	—	—	—	推進
【新規】障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念及び障害当事者の意見を踏まえ、情報保障の考え方や手法等をまとめたガイドラインを活用したコミュニケーション環境の向上及び障害理解の普及啓発に取り組みます。	—	—	—	推進
【新規】医療的ケア児・者等の相談体制の充実	医療的ケア児・者等とその家族が、身近な地域で相談できる場所の充実を図ります。	—	—	—	推進

【評価欄の凡例】 ○：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
 △：一定程度の効果は得られた。
 ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

(2)「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援利用者数（年間）	16,322人	18,805人	21,453人	19,860人	22,485人	25,279人
	実績14,235人	実績15,086人	見込17,397人			

生活の場面 1 住む・暮らす

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
多機能型拠点の整備・運営	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援するため、相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する多機能型拠点の整備を市内6方面に進めます。	市内4方面整備完了	市内4館目となる北東部方面多機能型拠点（仮称）が令和5年度末に竣工する予定です。 引き続き、市内6館の整備完了に向けて、候補地の検討を進めていきます。	○	市内6方面整備完了
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある方を地域で支えていくため、医療・保健・福祉の連携の下、各区福祉保健センター、生活支援センター及び基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において課題解決に向けた取組を検討し、実施していきます。また、地域の社会資源を十分に活用しながら、新たなつながりを構築し、ネットワーク機能を強化します。	推進	各区福祉保健センター、生活支援センター及び基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、取組の推進を目的とした研修会を開催するなど、区域の地域課題解決に向けた検討を実施しました。 また、「市自立支援協議会」の「地域移行・地域定着部会」において、精神障害者がピアスタッフとして支え合える仕組みを検討し、令和5年度から地域生活支援センターの職員等を対象とした「精神障害者ピアスタッフ推進事業」を実施しています。	○	推進
医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場の開催	医療的ケア児・者等への地域における更なる支援の充実に向けて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。	推進	「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」を毎年度2回開催し、医療的ケア児・者等の現状や課題を把握するとともに、今後の支援体制を検討しました。 引き続き、関係機関による連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実・強化に取り組んでいきます。	○	推進
重度障害者等への移動支援事業の拡充	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	推進	令和3年10月から燃料券制度の新設及び重度障害者福祉タクシー利用券の対象者の拡大を図り、電車やバス等での外出が困難な重度障害者等に対して、移動手段の選択肢を増やしました。	○	推進

(2) 「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助利用者数（/年）	5,000人	5,200人	5,400人	5,600人	5,800人	6,000人
	見込5,164人	見込5,452人	見込5,785人			
【新規】うち、重度障害者	—	—	—	1,288人	1,407人	1,538人
【新規】精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数				神奈川県と調整が完了した後、地域の実情等を基に設定します。		
【新規】精神病床における1年以上入院患者数				神奈川県と調整が完了した後、地域の実情等を基に設定します。		

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。	推進	新型コロナウイルス感染症の影響により、延利用日数及び延利用人数が減少しましたが、ともに増加傾向にあります。また、受入医療機関を7か所から9か所に増やし、利用者の利便性向上を図りました。 【延利用日数】 令和3年度：362日 令和4年度：460日 令和5年度：504日（見込み） 【延利用人数】 令和3年度：47人 令和4年度：61人 令和5年度：68人（見込み） 【受入医療機関数】 令和3年度：7か所 令和4年度：8か所 令和5年度：9か所	○	推進
医療機関連携事業	障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。	推進	障害特性等を理解し、適切な医療を提供できる医療機関として、知的障害者専門外来を5病院で運営しています。引き続き市内の医療機関との調整を進め、更なる受入体制の拡大に取り組みます。	○	推進
重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための支援体制の充実	重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための医療体制をはじめとする検討を行います。支援体制の充実を図ります。	検討	「小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修会」を実施することで、重症心身障害児や医療的ケア児・者等への理解が深まり、支援体制の充実につながりました。	○	推進
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿や避難支援に必要な情報を地域に提供し、日頃からの地域における自主的な支え合いの取組を支援します。	推進	災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は増加しています。また、令和4年度からは、要援護者に対する個別避難計画のモデル事業に着手しています。引き続き、地域における災害時要援護者支援の取組を支援していきます。	○	推進
【新規】要電源障害児者等災害時電源確保支援事業	電源を要する医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の確保を支援します。	—	—	—	推進

生活の場面3 育む・学ぶ

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	推進	集団療育や区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等により、障害のある児童や保護者への支援を行いました。保育所、幼稚園及び学校等への巡回訪問等により、障害のある児童の地域社会への参加・インクルージョンの推進を図りました。 聴覚障害児支援について、支援体制の充実を図るため、関係機関の連携を促進することを目的とした協議会設置等の準備を進めていきます。 【保育所等への巡回訪問実施回数】 令和3年度：1,576回 令和4年度：2,092回 令和5年度：1,980回（見込み）	○	推進
医療的ケア体制の充実	小・中・義務教育学校や特別支援学校における医療的ケアの実施体制を充実させます。特別支援学校においては、人工呼吸器等高度な医療的ケアにも対応できるよう、体制の強化を図ります。	整備	小・中学校等では、看護師によるケアを必要とする児童生徒全てに対して、看護師を派遣しました。 また、特別支援学校では、肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置し、医療的ケアを伴う児童生徒が安心・安全に教育を受けられる環境を整備しました。 引き続き、人工呼吸器等の高度な医療的ケアにも対応し、保護者の付き添い解消に取り組みます。	○	整備
【新規】障害児入所施設における入所児童の地域移行	入所児童のうち、18歳に到達する児童について、グループホーム等への入居による地域移行を推進します。	—	—	—	推進

(2) 「障害児福祉計画」に係るサービス見込み量等

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
児童発達支援（地域療育センター実施分を含む） 事業所数（/年） 受給者数（/月）	190	か所	200	か所	210	か所	250	か所	270	か所	290	か所
	実績209	か所	実績232	か所	見込258	か所						
	3,800	人	4,000	人	4,000	人	4,800	人	5,000	人	5,200	人
	実績4,270	人	実績4,797	人	見込4,800	人						
放課後等デイサービス事業 事業所数（/年） 受給者数（/月）	410	か所	460	か所	510	か所	570	か所	630	か所	700	か所
	実績418	か所	実績470	か所	見込504	か所						
	8,800	人	9,700	人	10,700	人	11,400	人	12,600	人	14,000	人
	実績8,833	人	実績9,886	人	見込10,661	人						

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	推進	就労支援センター及び就労移行支援事業所と協力し、研修会や連絡会を開催するなど、地域の関係機関による連携体制の構築に取り組みました。 また、教育・労働の各分野においても、障害者就労に関する勉強会等を通じた連携強化に取り組みました。 特に、特別支援学校については、各分野の勉強会に加え、意見交換会を実施するなど、就労支援ネットワークの構築に向けた取り組みを推進しました。	○	推進
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業）	法定サービスの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	検討・実施	制度構築に向けた検討を重ね、令和5年度から「横浜市重度障害者等就労支援特別事業」を実施します。	○	実施
身近な地域における障害者スポーツの推進	障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	推進	中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害のある人の身近な地域での障害者スポーツの取組を行いました。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めました。	○	推進

(2) 「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護（/月）	7,732 人分	7,982 人分	8,232 人分	8,482 人分	8,732 人分	8,982 人分
	■実績8,362 人分	■実績8,526 人分	■見込8,615 人分			
【新規】 うち、重度障害者	—	—	—	3,749 人分	3,887 人分	4,025 人分
【新規】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—	—	—	50 %	50 %	50 %
【新規】 就労選択支援	—	—	—	国が事業の詳細を示した後、地域の実情等を基に設定します。		

6 市民意見募集の実施

(1) 実施期間

令和5年9月26日（火）～10月27日（金）

(2) 周知方法

関係者団体への説明をはじめ、市ウェブサイトでの公表、市役所・区役所でのリーフレット等の配布を行いました。

(3) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送により御意見をいただきました。

※ご提出いただいた意見は現在集計中です。

7 今後のスケジュール（予定）

令和5年	11月～12月	障害者施策推進協議会への市民意見募集の結果報告
	12月	横浜市会への市民意見募集の結果報告
	～令和6年1月	原案の検討・作成
令和6年	2月	横浜市会へのプラン原案報告
	3月	計画策定

保護者向け園選びサイト

えんさがしサポート★よこはま保育 を開設しました！

保護者のみなさまの園選びをサポートするため、「えんさがしサポート☆よこはま保育」を8月25日（金）に開設しました。

各園の昨年度の募集人数や申込人数、園の様子がわかる写真など園選びの参考になる情報が満載です。また、スマートフォンでのシンプルな操作を重視しており、いつでもどこでも検索ができます。さらに、一部の園ではそのままサイトから専用フォームで見学申込ができます。

各園の情報については随時拡充していきます。

<えんさがしサポート☆よこはま保育>

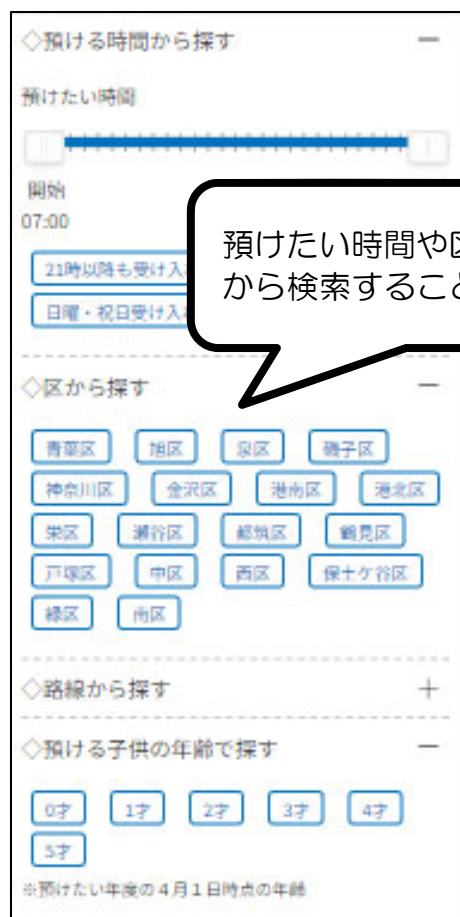
<https://enmikke.jp/parental/ensagashi-support/yokohama/>



<サイトの特徴>

- ・横浜市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等を網羅
- ・スマートフォンでのシンプルな操作を重視
- ・写真などで園の様子がわかる
- ・わかりにくい用語について解説
- ・直近（令和5年）4月入所における一次申請時点の募集人数・申込人数がわかる
- ・専用フォームで見学申込が可能（一部の園のみ。今後、対応園は増える予定です。）

<園の検索方法>



<各園の掲載情報イメージ>

The screenshot displays a comprehensive website for a childcare facility. Key sections include:

- 保育・教育方針**: A statement of the facility's philosophy and goals.
- 見学情報**: A calendar for 2023 July with a 'Viewing Information' section.
- 保育の質向上の取組**: Details on quality improvement initiatives, including self-evaluation and external evaluations.
- 基本情報**: A table listing facility details such as name, address, phone number, and operating hours.
- 園の様子**: Photos and videos showing the daily activities and environment of the facility.
- 地図**: A map showing the facility's location.
- 年間行事**: A calendar of annual events and activities.

※「保留児童対策タスクフォース」について

横浜市では、希望どおりの保育所等を利用できていない方（保留児童）の詳細なニーズを把握し、要因をデータに基づき明らかにして必要な対策に繋げていくために、局区職員からなる「保留児童対策タスクフォース」を令和3年12月に設置し、令和4年4月1日時点の保留児童の申請状況等の分析を行いました。

分析を通して得られたデータや知見を活用し、きめ細かな保育ニーズを汲み取り、保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、対策を進めています。

対策の方向性のひとつに「選択肢を増やすための情報発信」を掲げており、「えんさがしサポート☆よこはま保育」は、この方針に基づき開設するものです。

「保留児童対策タスクフォース」の分析結果の詳細はこちらをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kodomo/2022/0909_taskforce.html

お問合せ先

こども青少年局保育対策課担当課長 大島 範子 Tel 045-671-4221



令和4年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和5年9月

横浜市

目次

はじめに	1
1 横浜市の体制（第4条関係）	2
（1）通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
（2）区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）	3
（3）専門的な職員の育成（第4条第4項）	4
2 市の責務（第4条関係）	5
（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	5
（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	8
（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）	10
（4）要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	13
（5）精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）	14
（6）子供自身に対する権利主体であることの啓発及び相談先の情報提供（第4条第7項）	14
（7）配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）	14
（8）調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）	15
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	18
（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）	18
（2）虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3項）	22
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	23
（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	23
（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	24
（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	24
5 情報の共有等（第9条関係）	26
（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）	26
（2）要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）	27
6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）	28

(1) 関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第 10 条第 1 項）	28
(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援に ついての市への協力（第 10 条第 2 項）	28
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第 10 条第 3 項）	28
(4) 警察への援助要請（第 10 条第 4 項）	29
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第 10 条第 5 項）	29
7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第 11 条関係）	31
(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第 11 条第 1 項）	31
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第 11 条第 2 項）	31
8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条関係）	33
(1) 妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第 12 条第 1 項）、妊娠中の女性とその 配偶者及び同居者への支援（第 12 条第 2 項）	33
9 子供虐待防止の啓発（第 13 条関係）	34
(1) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第 13 条）	34
(2) こども青少年局が実施した啓発活動（第 13 条）	34
10 資料	37

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

平成28年の児童福祉法の改正、令和元年の児童虐待防止法の改正を踏まえ、本市全体で子どもの権利を守り、虐待を防止する取組を推進することを目的に、条例の基本理念をはじめ、市、市民、保護者の責務を中心に、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰など子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

横浜市のこれまでの取組では、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。

また、平成28年の児童福祉法改正において、市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを受け、本市では、令和3・4年度の2か年で「こども家庭総合支援拠点」機能を全区のこども家庭支援課に整備しました。拠点機能の一環として、児童虐待通告・相談に迅速かつ適切に対応し、区が主担当の要保護児童等の進行管理等に専従する担当として「こどもの権利擁護担当」を配置しました。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行い、子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所としての役割を果たしています。また、区と適切な役割分担・連携を図り、区に対する必要な支援も行っています。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和4年度は、関係機関等のご協力のもと、相談体制の強化や要支援者の孤立予防の啓発など、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組むとともに、子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを広げるための虐待予防にも取り組みました。

以下、本報告書では、令和4年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

令和4年4月現在の職員数は職員488人です。

【参考】その他職員 計154人（再任用2人 月額会計年度任用職員152人）

令和4年度には児童福祉司31人、児童心理司7人、一時保護所の保育士2人、合計40人を増員し、相談支援体制の強化を図りました。

令和4年4月13日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97㎡	2,611.22㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 〔保護所〕	4,476.47㎡ ※保護所含む	7,129.36㎡（内児相分6,310.65㎡） ※保護所含む	961.65㎡ 〔1501.74㎡〕	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） 〔997.48㎡〕
組織図	<ul style="list-style-type: none"> 所長（児童相談所統括担当部長） 副所長 庶務係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 5 事務(1) 運転者(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 8 保育士 24 保育士(8) 保健師 2 心理療法担当(2) 学習指導員(8) 栄養士(1) 虐待対応・地域連携課長 <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 事務 1 担当係長 社会福祉 1 担当係長 保健師 1 連携対応専門幹(1) ネットワーク相談員(9) 虐待対応専門員(13) 支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 7 看護師 1 (短時間再任用1含む) 相談調査員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 22 保健師 1 虐待対応協力員(1) こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 16 心理判定員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 精神科医師(2) 小児科医師(2) 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 38 保健師 3 担当係長 事務(1) 担当係長 里親対応専門員(1) 養育支援家庭訪問員(4) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 法務担当課長 医務担当部長 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 4 保健師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 2 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 14 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 相談指導担当係長 相談指導担当係長 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 26 保健師 1 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 14 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(1) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 20 保育士(8) 調理員(3) 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(4) 栄養士(1) 自立支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 3 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(2) 医務担当課長 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 5 保健師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 相談指導担当係長 相談指導担当係長 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 27 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 12 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(4) 小児科医師(1) 医務担当係長 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 6 保育士 22 保健師 1 看護師 1 事務 1 心理療法担当(2) 学習指導員(5) 栄養士(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 6 保健師 1 相談調査員 1 (短時間再任用1含む) 相談調査員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 18 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 相談指導担当係長 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 28 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(2) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 12 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(3) 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 4 保育士 17 保育士(11) 保健師 1 看護師(1) 心理療法担当(2) 学習指導員(4) 運転者(1) 医務担当課長
正規職員	156人	112人	113人	107人
短時間再任用職員	1人	0人	0人	1人
月額会計年度任用職員	58人	37人	27人	30人
計	215人（ほか委嘱医師4人）	149人（ほか委嘱医師4人）	140人（ほか委嘱医師5人）	138人（ほか委嘱医師6人）

・（ ）内は月額会計年度任用職員 （ ）内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 642人 [正規職員 488人 短時間再任用職員 2人 月額会計年度任用職員 152人] (ほか委嘱医師 計19人)

イ 区こども家庭支援課への「こどもの権利擁護担当」の配置

令和4年度は、「こども家庭総合支援拠点」機能を後行区8区（中、西、港南、金沢、緑、都筑、栄、泉）に整備しました。それに伴い、係長を4人、社会福祉職の職員を7人、会計年度任用職員を29人増員しました。これにより18区全てに機能整備がされ、こどもの権利擁護担当が児童虐待に関する業務を担う体制が整いました。

表 令和4年度 区こども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」の職員数

		職種	人数 (人)
正規職員		担当係長（社会福祉職）、保健師、社会福祉職	54
会計年度 任用職員	こども支援員 （支援・虐待担当）	保健師、社会福祉職、保育士、 教員免許所持者等	76
	こども支援員 （心理担当）	公認心理師等	18
合計			148

（2）区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区こども家庭支援課と児童相談所職員の实地研修

平成24年度から実施している实地研修は、区こども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区こども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区こども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 实地研修実績

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
区こども家庭支援課職員（人）	19	23	25	10	19
区こども家庭支援課責任職（人）	11	9	9	8	5
児童相談所職員（人）	18	22	29	13	19
児童相談所責任職（人）	1	3	2	1	9

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
児童相談所 職員研修	175	3,111	231	4,086	361	5,343	466	8,333	293	4,290
区職員研修 (局主催)	7	421	9	525	10	453	26	2,033	26	1,501
区職員研修 (区主催)	94	2,369	65	1,431	74	1,884	94	2,291	80	2,186

イ 法定研修

児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられています。

表 法定研修実施状況（年度ごとの研修修了者数）

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
児童福祉司任用 前講習会	児童相談所（人）	52	51	85	45	67
	区こども家庭支援課（人）	9	0	0	0	0
児童福祉司任用後研修（人）		82	43	67	61	72
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）		6	5	4	6	6
調整担当者研修（人）		19	24	21	27	13

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和4年度 17回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、実効性のある助言や指導を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和4年度 32回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

(1) 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委任し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
訪問件数（件）	26,198	22,691	25,279*	23,203*	22,431

*新型コロナウイルス感染症流行下での対応（インターホン越しの訪問等）を含む

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
訪問員人数（人）		956	917	910	901	887
新任者 研修	実施回数（回）	2	2	—*	—*	1
	参加者数（人）	99	70	—*	—*	86
現任者 研修	実施回数（回）	3	3	—*	—*	—*
	参加者数（人）	681	746	—*	—*	—*
合計	実施回数（回）	5	5	—*	—*	1
	参加者数（人）	780	816	—*	—*	86

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新任者研修については、2年度及び3年度は資料配布としました。現任者研修については、2年度～4年度は研修用の動画を作成・配布し、各区にて実施しました。

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数（世帯）	461	412	385	457	381
	訪問回数（回）	3,775	3,582	3,852	4,122	2,667
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	76	61	78	69	67
	訪問回数（回）	2,209	1,829	2,962	1,815	1,747

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ショートステイ（件）	715	830	729	569	566
トワイライトステイ（件）	2,667	2,512	2,742	3,125	3,082
休日預かり（件）	2,306	2,610	2,252	1,784	1,494

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、令和4年度までに7か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施施設数（か所）	22	23	24	25	26
（うち、利用者支援事業実施施設数）	(21)	(23)	(23)	(24)	(25)
延べ利用者数（人）	522,651	467,858	300,554	399,167	483,091
延べ相談件数（人）	61,589	59,090	50,282	62,500	71,287

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施施設数（か所）	63	66	67	67	70
延べ利用者数（組）	110,857	96,538	67,720	83,935	91,711

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・認可保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施園数（か所）	38	37	38	38	38
延べ利用者数※（人）	58,712	46,937	16,314	17,094	21,214

※ 子どもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施園数（か所）	30	31	36	35	35
延べ利用者数（組）	42,926	38,432	27,869	32,823	33,380

ク 乳幼児一時預かり事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたい時など保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、一時預かりを専門に行う施設で児童を預かる事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施施設数（か所）	22	23	25	29	34
延べ利用者数（人）	88,124	85,716	56,423	69,025	88,916

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を認可保育所や横浜保育室で実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
民間 保育 所等	実施施設数 （か所）	418	423	437	444	478
	利用者数（人）	124,271	109,886	74,322	82,362	83,000
市立 保育 所	実施施設数 （か所）	44	43	42	40	38
	利用者数（人）	11,528	8,391	4,875	4,826	4,683
横浜 保育 室	実施施設数 （か所）	50	39	30	22	17
	利用者数 （日分）	3,828	2,877	1,056	717	481

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
区支部（拠点）事務局（か所）	18	18	18	18	18
会員数（人）	14,187	14,935	14,376	14,701	15,640
活動援助実績（件）	59,401	60,908	36,896	45,114	46,586

(2) 児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ショートステイ	利用実人数(人)	249	268	298	591	832
	利用延日数(日)	1,322	1,428	1,489	3,037	4,034
デイケア	利用実人数(人)	153	188	176	352	529
	利用延日数(日)	599	720	682	1,304	1,925
訪問型	利用実人数(人)	663	843	917	1,272	1,098
	利用延件数(件)	1,295	1,592	1,685	2,408	2,090

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
妊娠の届出者数(人)	29,488	28,749	27,121	26,142	25,218
個別面談実施率(%)	96.2	96.8	98.9	98.4	99.1

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況（各年度3月末現在）

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
特定妊婦登録人数(人)	156	125	137	112	122

ウ 母子保健コーディネーターによる支援

子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターが主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ 厚生労働省からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

オ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

（相談内容の例：妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題等）

表 相談実績数

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談実績数(件)	414	509	549	409	364

カ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	247	202	170	196	194
参加者実人数(人)	289	262	203	221	241
参加者延べ人数(人)	940	820	590	618	593

キ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
2週間健(件)	14,409	15,103	13,612	14,757	14,222
1か月健(件)	21,949	22,019	21,660	21,818	20,485
合計	36,358	37,122	35,272	36,575	34,707

ク 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的（原則、産前8週、産後8週間）な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者（助産師）が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施し、平成29年度からは緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しています。

表 実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
入所人数（人）	11	6	6	6	7
訪問指導者派遣回数（回）	70	62	49	49	63

ケ 医療機関における情報提供書等を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、令和4年度5,259件で、年々増加しています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況(カッコ内は要養育支援者情報提供書を再掲)

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	2,859	3,042	3,121	3,534	5,259
(件)	(950)	(957)	(953)	(952)	(941)

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こどもの権利擁護課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

(ア) 児童相談所が実施した研修（令和4年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
27	961	47	15	60	839

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修（令和4年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
135	4,375	1,586	311	893	1,585

(ウ) 局こどもの権利擁護課が実施した研修（令和4年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳（人）			
			民生・ 児童委員	教育 関係	保育園・ 幼稚園	区・児相 等
「虐待死はなぜ起きるのか」～ 幼児殺、親子心中から考える子どもの権利～	川崎 二三彦 氏	317	114	43	50	110

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられています。令和4年度は、医療機関が行った虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討と、CDR（Child Death Review）関連部会、そして研修会を行いました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を開催し、CPT（Child Protection Team）の運営や多機関・多職種連携について検討しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R4. 7.29	標準化部会	【事例提供機関】 ① 横浜労災病院 ② 神奈川県立こども医療センター	60人
R4. 11.18		【事例提供機関】 ① 国立病院機構横浜医療センター ② 神奈川県立こども医療センター	51人
R5. 3.6		【事例提供機関】 ① 済生会横浜市東部病院 ② 神奈川県立こども医療センター	59人
R4. 11.16	情報交換部会	【取組紹介】 ① 済生会横浜市東部病院 ② 済生会横浜市南部病院	30人
R5. 1.20	CDR 関連部会	「子どもの不審死検証会」	39人
R5. 2.3	研修会	「子どものトラウマ 傷ついた心と向き合うということ」 神奈川県立精神医療センター 思春期精神科 連携サポートセンター長 菊地 祐子氏	120人

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和4年度）

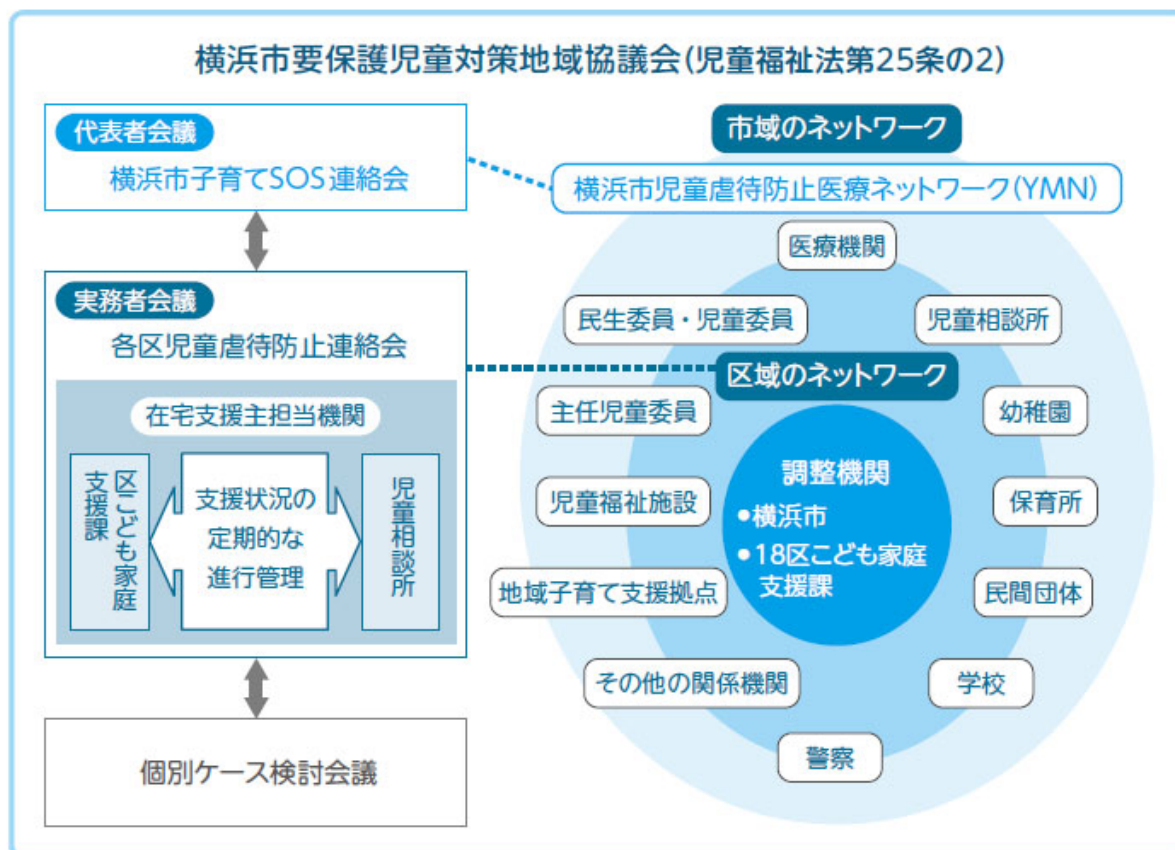
開催日	対象病院	主催(区or病院)	区
令和4年			
4月12日	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	病院・神奈川区	神奈川区
4月18日	磯レディースクリニック	保土ヶ谷区	保土ヶ谷
4月25日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
5月10日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
6月6日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
6月14日	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	病院・神奈川区	神奈川区
7月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
8月9日	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	病院・神奈川区	神奈川区
7月25日	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市南部病院	病院	港南区
9月5日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
10月3日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
10月11日	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	病院・神奈川区	神奈川区
10月31日	横浜市立大学附属病院、 国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院、 山本助産院	金沢区	金沢区
11月7日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
11月11日	あおのウイメンズクリニック、 戸塚共立レディースクリニック、 独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	戸塚区	戸塚区
12月7日	医療法人社団 メディカルクリエイティヴ レディースクリニック フォレストアヴェルデ	都筑区	都筑区
12月13日	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	病院・神奈川区	神奈川区
12月19日	Birth & Ladies' Clinic Sola	都筑区	都筑区
12月22日	仲町台レディースクリニック	都筑区	都筑区
令和5年			
1月23日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
2月6日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
2月8日	小川クリニック	港南区	港南区
2月14日	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	病院・神奈川区	神奈川区
2月27日	慈愛助産院	都筑区	都筑区
3月6日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
3月8日	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター	港北区	港北区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【令和4年度開催状況 第1回：令和4年6月16日、第2回：令和4年12月15日】

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区を単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など計691回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の取組例

鶴見区	専門家相談
南区	ママカウンセリング
金沢区	個別カウンセリング
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別カウンセリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談

イ 妊産婦メンタルヘルス対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る連絡会を開催しました。

ウ およこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「およこの心の相談事業」を5区(神奈川区、金沢区、港北区、青葉区、戸塚区)で実施しました。

(6) 子供自身に対する権利主体であることの啓発及び相談先の情報提供(第4条第7項)

ア リーフレット「子どもの権利を守ろう!STOP!子ども虐待」

子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを推進するため、リーフレットを作成し、地域の関係機関へ配布しました。

イ 子どもからの相談チラシ「そうだんするキミはすごいよ」

子ども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、相談チラシを作成し、区役所や児童相談所の個別支援で活用しました。

ウ かながわ子ども家庭110番相談LINEカード

親子関係の悩みの相談先の周知のため、かながわ子ども家庭110番相談LINEのカードを、市立小中学校へ配布しました。

エ 子ども本人向け動画「あなたの権利を守るために」

子どもの権利や相談先に関する啓発動画を配信し、子ども本人からの相談先を周知しました。

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化(第4条第8項)

こども家庭総合支援拠点機能の整備に伴い、区役所こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議する仕組みを整備し、連携強化に取り組んでいます。

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）

ア 親になるための準備

○区の実施

小・中学校等と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和4年度の実施状況

内容	実施区	参加人数（人）
小・中学生等を対象にした思春期健康教育等	17	5,121

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、「児童虐待による重篤事例検証委員会」を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和4年度は、令和2・3年度に発生した児童虐待による重篤及び死亡事例5例について検証を行いました。令和4年7月～令和5年2月に6回の検証委員会を開催し、令和5年4月に児童福祉審議会から報告書が提出されました。また、令和5年7月より、令和4年度等に発生した死亡事例について検証を開始しています。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和4年度の実施状況

内容	実施区	参加人数（人）
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4区	198
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	8区	810

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察[※]等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

[※] 性的虐待を受けた子どもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア(児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減)に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
児童相談所職員 [※] (人)	12	16	8	3	13

[※] 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受講者数(医師等)(人)	9	9	11	9	15

(イ) 健全育成事業

児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子どもの活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から事業実施を中止しました。

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭(全小学校341校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー(4方面学校教育事務所に、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する48人の巡回型担当、OJTを担当する4人のトレーナースクールソーシャルワーカー、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計56人を配置。人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当2人と、定時制高校や夜間中学校を担当するユーススクールソーシャルワーカー1人、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人を配置。)
- ・スクールカウンセラー(小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置)

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和4年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	R4.9月	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (124人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクールに従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、こども青少年局放課後児童育成課の巡回相談員8人が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行いました。

表 令和4年度の実績

内容（講師）	実施日	参加人数 (人)
児童虐待の防止と対応 (講師：中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R4.10.18	61
	R4.12.13	79

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和4年度）

<p>横浜市医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止推進月間に、広報啓発用ポスターやリーフレットについて会員へ周知し協力を依頼 ○ 児童虐待初期対応に関する研修コンテンツ（医療従事者のための児童虐待対応研修の在り方に関する調査研修事業）について、会員へ周知 ○ 学校医研修会において、健診時に虐待の有無についても確認するよう指導
<p>横浜市 産婦人科医会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各医療機関で特定妊婦や要支援者を妊娠中、産後にアンケート等で早期に発見し、児童相談所や区こども家庭支援課へ通告、情報提供することで虐待の芽を摘む努力を継続している ○ 各産婦人科の医療機関に対し、体罰等が疑われる場合の通告対応についてメッセージ配信 ○ 精神科医会と連携し講演会を実施
<p>横浜市 精神科医会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産婦人科医会と連携し講演会を実施 ○ 「おやこの心の相談事業」への協力
<p>横浜市 歯科医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月29日に各区の実務者会議に出席している歯科医師会担当者の会議を開催し、児童虐待対策と連携について研修を実施
<p>神奈川県 弁護士会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県内の児童相談所、児童福祉審議会、児童福祉施設の第三者委員などに弁護士会から常勤・非常勤弁護士を推薦し、法的対応について助言 ○ 子どもからの相談、家族からの相談を受ける窓口の相談業務、一般市民向けの研修を実施 ○ 虐待の被害を受けた児童について、子どもに寄り添う代理人として、被害者代理の推薦などを行っている ○ 子どもの意見表明の枠組みについて考えていきたい
<p>神奈川県 警察本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待事案への対応では、児童の安全確保を最優先とした必要な措置を組織一体になって講じている ○ 児童虐待が疑われる事案は、児童の安全を直接確認し、事案の危険性・緊急性を総合的に判断し、被害児童の保護や児童相談所への通報など、必要な措置を講じている ○ 児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定に基づき、児童虐待事案に関する情報共有を図っている ○ 児童相談所との連携した取組として、管轄警察署、警察本部関係課との連絡会や、臨検・捜索合同研修を開催した
<p>横浜地方 法務局 人権擁護課 横浜市 人権擁護委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの人権110番」相談電話（フリーダイヤル）の常設法務局職員及び人権擁護委員が対応 ○ 「子どもの人権110番」強化週間の実施 ○ 子ども人権SOSミニレターの配布 県内全ての小中学生に対し、学校を通じて5月末から配布 ○ インターネット人権相談 法務省HPに専用フォームを設け人権相談を受け付けている

	<ul style="list-style-type: none"> ○ LINE による人権相談 周知用カードを県内の中学校・高校に配布 令和4年10月より神奈川県内在住者も利用可能になった
横浜市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員連 絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携（児童支援、生徒指導専任教諭協議会への参加、SSWとの交流、区役所との命の授業、保護司、警察、子育て支援拠点、子育てネットワーク会議への参加、保育園長会との交流など） ○ 子育て家庭への支援（子育てサロン、ひろばなど） 子育ての中での不安や心配事を気兼ねなく話してもらい、安心して相談できる機関があることを伝える ○ 主任児童委員研修「コロナの影響による子どもの変化」を開催 ○ 10月23日のオレンジリボンたすきリレーでは、ゴール会場でブース展示し、虐待防止のチラシや手作りおもちゃを配付
よこはまチャイ ルドライン	<ul style="list-style-type: none"> ○ フリーダイヤルで月、水、木曜日の16時から21時まで、18歳までの子どもの電話相談を受けている ○ 小学校、中学校、及び高校でカードを配付
横浜市社協 児童福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市社協児童福祉部会は、横浜市内の児童相談所、里親会、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホームの9つの機関で組織され、会議を開催している ○ 一時保護所の状況が非常に逼迫しており、ケア現場が行き詰っている。子どもたちが成長、回復していくために必要なケアが子ども達に届いていないことが懸念されている
横浜市 幼稚園協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市こども青少年局と連携し、役員会で情報提供を受け各区の園長会等で伝達し、249園にメール配信も併用して情報発信（虐待の報道があった場合を含む）を行っている。 ○ 教職員や保護者を対象に、カウンセリングマインド研究会、研究講座等を年4回開催し、保護者の立場に立って話を聴ける教職員の育成に努めている。 ○ 年間を通して週に2日“子育て電話相談”を専用電話番号で実施し、臨床心理士が保護者・教職員からの相談を受けている。 ○ 区役所の行う虐待に関する研修会や実務者会議に代表者が参加し、園長会でフィードバックしている。 ○ 医療的ケア児の幼稚園等での受け入れに関するアンケートを実施 ○ 横浜市幼稚園協会ニュースに代表者会議に関する記事を掲載
横浜市 私立保育園 こども園 園長会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月1回役員会、各区の代表者が集まる委員会を実施し、情報共有を行っている ○ コロナ禍で登園自粛している家庭の中で、リスク要因のあるご家庭に登園を促す等の支援を継続している ○ 地域との連携として、子育て連絡会での情報共有、赤ちゃん教室での保護者支援を行っている ○ 横浜市とも連携しながら、子どもの成長を第一に考え、入園前の案内書に通告に関する記載を入れるなど、入園前からの支援を行っている ○ 園見学に来た保護者の相談や園庭開放など、地域に根付いた幅広い活動を行っている

<p>横浜市立 小学校長会 中学校長会</p>	<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待の疑いのある子どもの早期発見、横浜プログラムを活用したSOSの出し方プログラム等の実施。 ○ 関係機関との連携。子どもたちへの支援、家庭への支援を関係機関と相談しながら一緒に行っている。保護者と共同的に子育てをしていく立場なので、関係構築の努力が必要。通告した上で子どもたちをどう守っていくか、区役所、児相、警察、カウンセラー、SSW等とつながりながら実施している ○ 研修（校長会、専任教諭、校内研修）にて、子ども ○ の苦しさをいち早く発見しようという教員のスキルアップ、意識向上も図っている <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市子供を虐待から守る条例7条（関係機関等の責務）に則った事案対応 ○ 年度当初 校内生徒指導体制の確認 虐待とは、その影響は、学校・教職員の役割等 ○ 虐待への組織的対応体制整備 校長・副校長・生徒指導専任教諭・養護教諭 他 ○ 専門職の活用 SC SSW ○ 教育委員会事務局への報告・相談 方面別学校教育事務所との連携、弁護士相談 ○ 児童相談所との研修会を開催し、円滑な連携をしていくための方策を常に刷新しながら活動している
<p>教育委員会事務局 人権教育・ 児童生徒課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初、全保護者あてに児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願いを配付している ○ 児童相談所との人事交流を継続するとともに、局内プロジェクトにて教育と福祉の相互理解を検討し、連携促進に努めている ○ 全専任教諭に研修を行い、児童虐待に関する対応力の向上を図っている ○ 就学時健康診断の実施要領を改正し、併せて児童虐待の手引き及びチェックリストを作成。全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めている。あわせて、就学時健康診断におけるSSWの学校支援を実施 ○ スクールソーシャルワーカーが全ての学校を定期的に訪問する巡回型SSW活用事業を実施 ○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしんSOSよこはま」の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている ○ SSWが学校の情報提供資料の作成の支援を行い、要保護児童等の見守りに必要な情報を確実に区・児童相談所に提供できるように努めている
<p>市民局人権課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年3月に横浜市人権施策基本指針を改訂 ○ 市人権啓発講演会（11月）において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、市民に向けて、子どもの人権を尊重していくよう発信 ○ 広報よこはま12月号において、虐待防止をテーマとする記事を掲載
<p>政策局男女共同 参画推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市DV相談支援センター等相談窓口の周知（通年実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市関連施設、医療機関等を通じたカード配布 ・ SNS（Twitter、LINE）による情報発信

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度の新規事業として、予防教育、相談、被害・加害者プログラム、広報啓発の4つを総合的に推進する「デートDV防止モデル事業」を実施し、予防から回復まで切れ目なく支援していく。 ○ DV等「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報・啓発（毎年11月） <ul style="list-style-type: none"> ・区役所等で啓発タペストリーやポスターの展示等のキャンペーンを展開 ・「女性に対する暴力をなくす運動」の周知のため、Instagramによる動画配信、みなとみらい線の各駅や新横浜の大型スクリーンでのデジタルサイネージ、パープルのライトアップを市内観光施設の協力のもとで実施 ・市内在住の10代～30代に向けてSNS（Instagram）にてデートDV防止に関する広告を掲出
--	---

(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3項）

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数（令和4年度）

市全体では警察等からの割合が32.7%となっています。区子ども家庭支援課は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が24.6%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が47.2%となっています。

(単位:件、%)

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	3年度	4年度		3年度	4年度		3年度	4年度	
	件数	件数 (前年比)	構成比	件数	件数 (前年比)	構成比	件数	件数 (前年比)	構成比
福祉保健センター ※1	1,203	1,430	10.9%	851	993	24.6%	352	437	4.8%
他都道府市町村	248	204	1.6%	247	203	5.0%	1	1	0.0%
児童相談所	963	927	7.1%	201	169	4.2%	762	758	8.3%
保育所	365	456	3.5%	290	367	9.1%	75	89	1.0%
児童福祉施設等	98	164	1.2%	52	61	1.5%	46	103	1.1%
警察等	3,529	4,302	32.7%	4	3	0.1%	3,525	4,299	47.2%
医療機関	357	353	2.7%	238	184	4.6%	119	169	1.9%
幼稚園	57	68	0.5%	30	38	0.9%	27	30	0.3%
学校	1,378	1,663	12.7%	601	629	15.6%	777	1,034	11.4%
教育委員会等	15	35	0.3%	15	23	0.6%	0	12	0.1%
児童委員	31	54	0.4%	30	54	1.3%	1	0	0.0%
家族・親戚	1,444	1,562	11.9%	538	545	13.5%	906	1,017	11.2%
近隣・知人	1,140	996	7.6%	351	336	8.3%	789	660	7.3%
児童本人	179	203	1.5%	32	30	0.7%	147	173	1.9%
その他 ※2	473	723	5.5%	341	402	10.0%	132	321	3.5%
合計	11,480	13,140	100.0%	3,821	4,037	100.0%	7,659	9,103	100.0%

※1 区子ども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したものと及び市内他区からの住所異動により引き継いだ案件を含む。

※2 継続支援中の児童のきょうだい児について、通告等を経ずに支援対象として支援を開始することが望ましいと判断した案件や「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査」の把握対象児童とされ、他都市や入国管理局等へ調査を行った案件等を含む。

※3 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子どもの安全確認を行います。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
区役所（件）	3,202	3,947	3,701	3,821	4,037
児童相談所（件）	6,403	7,051	8,853	7,659	9,103
合計（件）	9,605	10,998	12,554	11,480	13,140

イ 相談種別件数（令和4年度）

市全体では心理的虐待の割合が多く、52.5%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトの割合が45.5%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が61.3%と多くなっています。

（単位：件、%）

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	3,053	23.2%	874	21.6%	2,179	23.9%
性的虐待	114	0.9%	7	0.2%	107	1.2%
心理的虐待	6,903	52.5%	1,319	32.7%	5,584	61.3%
ネグレクト	3,070	23.4%	1,837	45.5%	1,233	13.5%
合計*	13,140	100.0%	4,037	100.0%	9,103	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（令和4年度）

市全体では「1歳から6歳」の割合が多く、40.3%となっています。区役所は、未就学児に相当する「0歳」と「1歳から6歳」が合計で61.3%を占めており、児童相談所は、学齢児に相当する「7歳から12歳」、「13～15歳」、「16歳以上」が同様に61.3%を占めています。

（単位：件、%）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	3年度	4年度		3年度	4年度		3年度	4年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0歳	691	702	5.3%	351	327	8.1%	340	375	4.1%
1-6歳	4,940	5,294	40.3%	2,106	2,147	53.2%	2,834	3,147	34.6%
（小計）	(5,361)	(5,996)	(45.6%)	(2,457)	(2,474)	(61.3%)	(3,174)	(3,522)	(38.7%)
7-12歳	3,738	4,421	33.6%	1,059	1,198	29.7%	2,679	3,223	35.4%
13-15歳	1,385	1,773	13.5%	250	285	7.1%	1,135	1,488	16.3%
16歳以上	726	950	7.2%	55	80	2.0%	671	870	9.6%
（小計）	(5,849)	(7,144)	(54.3%)	(1,364)	(1,563)	(38.8%)	(4,485)	(5,581)	(61.3%)
合計	11,480	13,140	100.0%	3,821	4,037	100.0%	7,659	9,103	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数（令和4年度）

市全体では実母によるものの割合が多く、54.0%となっています。区子ども家庭支援課は実母の割合が69.6%と多く、児童相談所では実母の47.0%に対し、実父が46.2%とほぼ同じ割合になっています。

（単位：件、％）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	3年度	4年度		3年度	4年度		3年度	4年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実父	4,598	5,337	40.6%	1,054	1,133	28.1%	3,544	4,204	46.2%
実父以外の父	338	334	2.5%	66	52	1.3%	272	282	3.1%
実母	6,232	7,092	54.0%	2,651	2,810	69.6%	3,581	4,282	47.0%
実母以外の母	38	49	0.4%	10	10	0.2%	28	39	0.4%
その他	274	328	2.5%	40	32	0.8%	234	296	3.3%
合計※	11,480	13,140	100.0%	3,821	4,037	100.0%	7,659	9,103	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受付件数（件）	3,032	3,218	3,413	3,340	3,183

（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化（189）されました。また、令和元年12月3日から通話料が無料化されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

イ かながわ子ども家庭110番相談 LINE

令和2年7月1日から、児童虐待の早期発見・対応を目的に、虐待、子育ての不安等の様々な子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運用を開始しました。

令和4年度の横浜市民からの相談件数は1,671件であり、そのうち児童虐待にかかる相談は516件で、全体の約31%となっています。

表 かながわ子ども家庭110番相談 LINE 受付件数 (単位：件)

	4年度		
	月別件数	内訳	
		虐待の相談	虐待以外の相談
4月	116	32	84
5月	118	32	86
6月	127	43	84
7月	157	36	121
8月	175	43	132
9月	134	45	89
10月	109	30	79
11月	161	53	108
12月	117	52	65
1月	193	58	135
2月	131	44	87
3月	133	48	85
合計	1,671	516	1,155

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
児童相談所から警察に提供（件）	1,226	937	765	701	805
警察から児童相談所に提供（件）	798	592	1,585	2,810	4,098
合計（件）	2,024	1,529	2,350	3,511	4,903

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期の子どもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	30年度末	元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
要保護児童（人）	4,315	4,604	4,662	5,265	5,469
特定妊婦（人）	156	125	137	112	122
合計（人）	4,471	4,729	4,799	5,377	5,591

ウ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和4年度は、1,856回開催し、延べ3,336人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開催回数(回)	1,737	1,785	1,540	1,681	1,856

(2) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数(令和4年度)

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区子ども家庭支援課(件)	260	221	215
児童相談所(件)	302	236	308
合計(件)	562	457	523

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

（1）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（4月1日現在）

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
対象児童数（人）	31	34	32	38	44

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

表 設置数及び相談件数

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
設置数（か所）	12	15	17	17	18
相談件数（件）	30,677	41,191	44,508	47,908	55,078

（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.18～21参照

（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

令和4年度、児童相談所では1,844件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,189件で、全体の64.5%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和4年度は立ち入り調査が0件、出頭要求も0件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を18件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
合計（件）	1,853	2,007	1,831	1,679	1,844
一時保護所	1,499	1,537	1,443	1,304	1,407
委託	354	470	388	375	437
うち児童虐待（件）	1,079	1,176	1,133	1,064	1,189

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
立入調査（件）	3	1	1	0	0
出頭要求（件）	9	2	0	2	0
再出頭要求（件）	1	0	0	0	0
臨検・捜索（件）	1	0	0	0	0

ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使（立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等）に関する助言、相談を委託弁護士に依頼しています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

(4) 警察への援助要請（第10条第4項）

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
援助要請件数（件）	15	8	6	6	18

【参考】

- ・ 出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
 - ・ 再出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の2）
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
 - ・ 臨検、捜索等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。
- ※ 平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から臨検・捜索までの手続・時間短縮が図られました。

(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳[※]までとなっています。施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

※ 平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳の年度末まで延長が可能となりました。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

表 居場所利用実績

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
居場所利用者数（人）	792	551	428	702	708

・利用登録者数(累計)433人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得支援費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

表 給付実績

	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	終了
資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得）	4		3		3		8		3
大学進学等自立生活 資金（カナエール）（人）	-	2	-	6	-	2	-	-	-

・初年度納入金 4年度:19人

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につながるための説明会や広報啓発活動を行いました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
認定里親数（組）	172	196	191	221	246
委託里親数（組）	64	63	75	72	87
委託児童数（人）	79	77	89	86	102

表 スキルアップ研修の実施状況

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数	3	2	0	2	0
受講世帯数	17	22	0	10	0

表 ファミリーホームへの委託状況

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ホーム数（か所）	6	5	5	5	6
委託児童数（人）	22	23	21	21	22

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
委託児童数（人）	32	34	28	29	33

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりを通して、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。子どもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と子どもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援を進めました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
家族再統合件数（件）	193	192	266	216	282

イ 区の取組

子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第4条第6項の再掲 P.14参照）

（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

（ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和4年度実数 285世帯

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中央児童相談所（回）	850	752	1,068	1,184	1,397
西部児童相談所（回）	758	651	911	989	1,059
南部児童相談所（回）	705	809	733	826	735
北部児童相談所（回）	799	794	909	849	669
合計（回）	3,112	3,006	3,621	3,848	3,860

表 ヘルパー派遣実績 令和4年度実数 126世帯

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中央児童相談所（回）	2,362	2,223	2,719	2,989	3,140
西部児童相談所（回）	2,147	1,738	1,189	1,152	1,536
南部児童相談所（回）	707	661	796	752	756
北部児童相談所（回）	1,657	2,205	2,922	2,956	2,327
合計（回）	6,873	6,827	7,626	7,849	7,759

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
カウンセリング回数（回）	20	30	53	46	21
実人数（人）	4	7	11	10	6

(ウ) 「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

子どもの面前での夫婦喧嘩やDVが子どもに及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

（1）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第1項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第12条第2項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
補助券利用述べ数（件）	335,557	323,591	307,475	304,048	288,440

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受診者数（人）	10,198	10,342	9,796	10,705	10,367
委託歯科医療機関数（か所）	1,404	1,440	1,448	1,486	1,474

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P. 8 参照

エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P. 8 参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、個性ある区づくり推進費自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数
母親（両親）教室 （局事業）	738	7,421	657	6,726	548	4,425	682	4,939	682	5,043
土曜両親教室 （区づくり事業）	98	3,958	98	3,455	82	1,929	124	2,873	235	5,057
合計	836	11,379	755	10,181	630	6,354	806	7,812	917	10,100

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

（1）区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和4年度 広報等実績

	回数（回）	取組内容
区民向けイベント	15	区民まつりでオレンジリボン、ウエットティッシュ配布、キャッピー缶バッジづくり等
区民向け講演会	19	小学生になった子どもへの声かけ、ヤングケアラー問題の現状と連携について、思春期の子どもとの関わり方等
区民向け広報・啓発	115	子ども向け啓発動画・カード作成、商店街店舗でのオレンジリボン横断幕掲示、虐待予防のぼり旗展示、乳幼児健診で虐待予防リーフレット配付、児童虐待防止啓発パネル展等
その他	44	
合計	193	

（2）こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）

「子どもの権利と体罰等によらない子育て」を啓発する動画を活用し、インターネットやSNS、公共交通機関における広報啓発や、神奈川県、川崎市、相模原市、及び横須賀市と共同運用しているSNS（LINE）での虐待相談「かながわ子ども家庭110番相談LINE」について、さらなる周知を図るなど、子どもや子育て世代からの相談機会を増やす取り組みを行いました。

また、横浜市民を対象に「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施したほか、「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」を改訂し、関係機関へ配布しました。

さらに、「地域活性化に関する包括連携協定」を締結している、日本KFCホールディングス株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び第一生命保険株式会社と連携し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配付、オレンジリボンキャンペーン等を行いました。

また、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレー」の実行委員として、運営及び中継拠点のサポートや、ゴール会場での啓発ブースの出店を横浜市主任児童委員会と協働して行いました。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（令和4年度）

こども青少年局が、令和4年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

令和4年度 児童虐待防止広報・啓発一覧（こども青少年局）

	実施 期間・日	実施(予定)事項の具体的内容
1	通年	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告へ掲載
2	通年	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配布
3	通年	毎月5日に損保ジャパンの社員等がオレンジリボンを着用 顧客に啓発リーフレット配布
4	通年	R4年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載
5	通年	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のLINE広告を実施
6	通年	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のtwitter広告を実施
7	4月	条例リーフレット配布
8	6月	虐待LINE相談カードを配付(市内小中学校) ヤングケアラー調査関連
9	10月～3月	横浜市子ども虐待防止ハンドブックを改訂し、関係機関へ配布
10	10月21日～ 12月16日	横浜市民を対象に子どもに対するしつけと体罰に関するアンケートを実施
11	10月23日	オレンジリボンたすきリレーのゴール会場で児童虐待に関する広報啓発を実施
12	10月26日	神奈川新聞「市民の広場」に横浜市児童虐待防止推進月間について掲載
13	10月27日	第一生命の職員を対象に児童虐待防研修を実施
14	11月	第一生命の社員等がオレンジリボンを着用 顧客に啓発リーフレット配布
15	11月	よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」のオレンジライトアップ
16	11月	横浜マリニタワーのオレンジライトアップ
17	11月	横浜市庁舎で児童虐待及び女性を暴力から守るキャンペーンライトアップ
18	11月	体罰等によらない子育て等を啓発する動画を横浜市公式YouTubeで公開
19	11月	相鉄線、横浜市営地下鉄で体罰等によらない子育て等の動画を掲出
20	11月	Youtube広告、LINE広告で体罰等によらない子育て等の動画を掲出
21	11月	横浜市庁舎デジタルサイネージで体罰等によらない子育て等の推進を啓発
22	11月	広報よこはま11月号全市版(人権特集号)に「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正及び 児童虐待防止(体罰によらない子育て)についての記事を掲載
23	11月	市公式ツイッターに児童虐待にかかる相談先を発信
24	11月	市公式LINEで児童虐待にかかる広報啓発を発信
25	11月11、12日	プロバスケットボールチーム「横浜エクセレンス」試合会場で広報啓発としてオレンジリボン 等を配付
26	11月	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に関し、神奈川新聞社WEBサイト「カナロコ」での情 報発信を実施
27	11月24日 12月20日	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に関し、「神奈川新聞社LINEニュースアカウント」で の情報発信を実施
28	12月	体罰によらない子育てを啓発するデザインの封筒を作成

- ◇ 「子どもの権利と体罰等によらない子育て」を啓発する動画を活用し、インターネットやSNS、公共交通機関を活用した広報啓発を行いました。



- ◇ 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」を改訂し、関係機関へ配布しました。



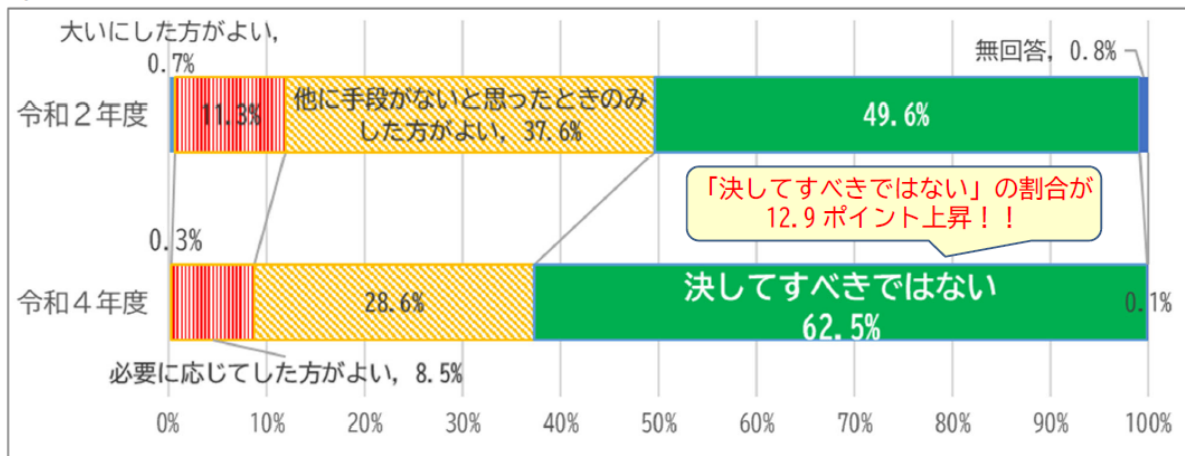
医療機関向け概要版



関係機関・地域支援者向け概要版

- ◇ 横浜市民を対象に「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施しました。(調査期間 令和4年10月21日～12月16日 回答者数 1,324人)

Q1 しつけのために、子どもに体罰を行うことに対してどのように考えますか。



- ◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用と、職員の名札用バナー着用の協力を依頼しました。

【名札バナー】



横浜市子ども虐待防止のキャラクター

名前は、キャッピー (CAPY) です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama]

= [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、横浜市の子育てを応援しています。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。
- 8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力（法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。
- 9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
 - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理

機関に通告をしなければならない。

- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
 - 3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の3第1項に規定する転出をいう。）又は転居（同法第23条に規定する転居をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
 - 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
 - 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要

があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。

- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則(令和3年10月条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。

- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則(令和3年10月条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。



児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書
(令和2・3年度発生分)

令和5年4月
横浜市児童福祉審議会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

目次

1	はじめに	1
	(1) 検証の目的	
	(2) 検証の方法	
2	事例Ⅰ	2
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題	
	(4) 課題解決に向けた改善策の提言	
3	事例Ⅱ・Ⅲ	10
3-1	事例Ⅱ	
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題	
3-2	事例Ⅲ	
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題	
4	事例Ⅱ・Ⅲの検証を踏まえた課題解決に向けた改善策の提言	12
5	事例Ⅳ・Ⅴ	14
5-1	事例Ⅳ	
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題	
5-2	事例Ⅴ	
	(1) 事例の概要	
	(2) 事例の経過	
	(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題	
6	事例Ⅳ・Ⅴの検証を踏まえた課題解決に向けた改善策の提言	17
7	おわりに	19
<資料>		
資料1	横浜市 区福祉保健センター機構図	20
資料2	横浜市 区こども家庭支援課専門職体制イメージ図	21
資料3	横浜市 児童相談所機構図	22
資料4	横浜市 区・児童相談所の支援方針決定までの流れ	23
資料5	検証委員会の概要	24
資料6	児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領	25

1 はじめに

本市において、令和2・3年度に児童虐待による重篤事例が1例、死亡事例が4例発生した。これらの5事例について、横浜市児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置されている「児童虐待による重篤事例等検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）において検証を行い、報告書としてまとめた。

なお、本報告書は、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮して記載した。また、事実関係が明確にならない事例もあったため、本文で示す「問題点、課題及び改善策」については、これらの事例の検証を踏まえつつ、一般的な課題と思われる事項を取り上げている場合が多いことに留意されたい。

(1) 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に基づく厚生労働省の通知を踏まえ、児童虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として実施するものである。

なお、検証は関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

(2) 検証の方法

本検証は、令和2・3年度発生した5事例について、検証委員会が、関係機関から提供を受けた記録、裁判の傍聴、関係機関へのヒアリング等で入手した情報を基に行った。

2 事例 I

(1) 事例の概要

ア 事例概要

頭部外傷で救急外来を受診した本児が、病院からの通告により一時保護となった。その後、実母が本児に対する暴力を認めたため、傷害罪で起訴され、有罪判決となった。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実母（20代）、本児（4歳）、きょうだい児（6歳）

(イ) 世帯の状況

実母、本児、きょうだい児の世帯。実母はパート就労。本児、きょうだい児は保育所に在籍。

(2) 事例の経過

【泣き声通報から1回目の一時保護解除まで】

2歳8か月7日	児童相談所へ警察より情報提供。 近隣住民から泣き声通報があり、警察が自宅に訪問し状況確認。 実母は「叱ることはあるが叩くなどはしていない」との申立て。 警察としては通告対象とはせず、情報提供とのこと。
2歳8か月8日	児童相談所へ警察より情報提供。 本児の通うB保育園より「一昨日、本児の額に痣があった」と情報が入ったとのこと。
3歳0か月16日	B保育園より区こども家庭支援課に連絡。 1年間本児の体重が増加不良、肩に爪痕のような傷があるとのこと。 区こども家庭支援課にて緊急受理会議実施。 担当職員が直接実母と接触し、事実確認を行う方針を決定。
3歳0か月24日	区こども家庭支援課が実母と区役所で面接。 受傷について確認。実母は「きょうだい児と本児のふざけ合いでできたもの、どこで受傷したのか気づかなかった」と話す。一方で、「家できょうだいが騒がしいと怒ってしまう、げんこつなどをしてしまう」と話す。
3歳1か月22日	本児がB保育園からきょうだい児のいるC保育園に転園。
3歳1か月29日	区こども家庭支援課で所内検討会議実施。 本児のみ要保護児童として要保護児童等進行管理台帳登録し、本児の成長発達、生活状況等を把握するとの方針を決定。
3歳5か月26日	C保育園から区こども家庭支援課へ電話連絡。 連休明けに登園してきた際に、本児の額に黄色く変色した痣あり。 C保育園から区こども家庭支援課へ電話連絡。 本児に受傷について確認したところ「ぶつけた」と回答したとのこと。きょうだい児は、実母が本児を叩いたと話したとのこと。
3歳5か月27日	区こども家庭支援課が家庭訪問実施。 実母、本児、きょうだい児在宅。実母から本児の発達面の確認、隣人から子ども達の騒音の苦情を受け、転居予定との話あり。

3歳5か月30日	実母が「隣人から児童虐待を疑われ通報された」という理由で区内別住所に転居。
3歳6か月14日	区こども家庭支援課にて定期的なアセスメント会議を実施。 本児の低体重について病院での検査を勧めていくこと、転居後の家庭訪問調査を行うことを確認。
3歳7か月21日	C保育園から区こども家庭支援課へ電話連絡。 先日、本児が2週間欠席していたこと、登園を再開した際に受傷を確認したことの報告あり。
3歳7か月21日	区こども家庭支援課がC保育園に訪問。 保育園で撮影した傷痕の写真を確認。保育園から、虐待の通告元になることで実母と関係が崩れ、登園しなくなるのが心配との話あり。
3歳7か月22日	区こども家庭支援課と児童相談所でC保育園訪問。 本児の受傷状況について確認。また、過去に複数回の受傷があったことも把握。
3歳7か月22日	児童相談所が本児、きょうだい児を一時保護。 C保育園は、通告元となることで実母との関係悪化を懸念。児童相談所内で協議。近隣から通報を受理した児相が保育園に調査し、本児の受傷状況等を把握したと説明することとし、実母に連絡。 児童相談所が実母と来所面接を実施。 児童相談所から本児を一時保護した経過について説明。本児の度重なる怪我について、実母は「(本児が) 転んで負傷したもの」、「知らない間にできた」と話す。一方で、子ども達を叱る際に、痣にならない程度に叩く等の話あり。一時保護については不同意。
3歳7か月26日	児童相談所が判定会議を実施。 継続支援の方針を決定。
3歳7か月28日	児童相談所が実母と来所面接実施。 実母より自身の叱り方が良くなかったとの話あり。
3歳8か月12日	児童相談所が判定会議実施。 本児、きょうだい児を外泊扱いで帰宅させ、問題なければ一時保護解除とする方針を決定。 本児、きょうだい児と実母とで面会交流。 児童相談所と実母とで今後の方針、約束事項を確認。本児、きょうだい児が一時帰宅。
3歳8か月16日	児童相談所が家庭訪問実施。 実母、本児、きょうだい児在宅。帰宅後の本児の様子、実母の本児に対する養育状況を聴取。問題なしと判断。同日付一時保護解除。

【1回目の一時保護解除後から2回目の一時保護まで】

3歳9か月9日	区生活支援課から区こども家庭支援課へ情報提供。 「今回の一時保護に区こども家庭支援課も関与していることを保育園から聞かされた」と実母が話し、区こども家庭支援課に対して不信任を募らせていたとのこと。
---------	---

3歳9か月10日	区、児童相談所による要保護児童等進行管理会議を実施し、本事例について情報共有。 児童相談所は3か月間様子を見て、特に問題なければ終結予定との方針。今回の受傷の原因は転倒による怪我である、との見解。
3歳9か月17日	区こども家庭支援課が家庭訪問実施。 実母と面接。実母が「今まで実母のことを気にかけてくれていたと思っていたのに、一時保護時に(区こども家庭支援課が)同席していたことを聞いて、結局実母を疑っていると思いつらい気持ちになる」と話す。合わせて、C保育園が現居住地から遠いため、本児の保育園の転園申請をしたと話す。
3歳10か月11日	児童相談所からC保育園へ電話連絡。 きょうだいにともに元気に登園しているとのこと。本児の顔面に痣があった時があったが、実母から浴室で転んでできたものと話しており、きょうだい児からも同様の話があったとのこと。
3歳10か月15日	児童相談所が実母へ電話連絡。 実母より、「生活は変わらない、区の保健師が家庭訪問に来た時に、区には関わってほしくないと伝えた。」との話あり。
3歳11か月8日	区こども家庭支援課からC保育園へ電話連絡。 本児の登園状況等を確認する。 区こども家庭支援課からA病院へ電話連絡。 本児の身体の成長発達に関する検査等の経過観察についての状況共有を依頼。
3歳11か月16日	区こども家庭支援課からA病院へ電話連絡。 本児の受診状況について確認。
3歳11か月23日	児童相談所から実母あて電話連絡。 家族の様子に変わりはないとのこと。本児の転園先が決まったこと、A病院での治療について話あり。
4歳0か月15日 (事件発生28日前)	関係機関による個別ケース検討会議実施。(区こども家庭支援課、児童相談所、D保育園(本児の転園先保育園)が出席) 本世帯の支援の確認を行う。 ・児童相談所は、今回の受傷はきょうだい喧嘩によるもの、実母の行き過ぎたしつけについては説諭により改善し、身体の成長発達についても医療機関での治療につながったため、年度末をもって終結の方針を説明。 ・区こども家庭支援課は、本児の所属園が変わること、転居して間もないこと等を踏まえ、支援継続の方針。実母が区に対して拒否的であるため、D保育園、A病院と連携し、登園状況や受診状況の把握に努めることを確認。
4歳0か月19日 (事件発生24日前)	児童相談所から実母へ電話連絡。 児童相談所から終結方針を説明。実母より、相談ニーズはないが、今後関係機関に一時保護の経過が知らされるのが心配との話あり。
4歳1か月5日 (事件発生10日前)	児童相談所にて判定会議実施。 きょうだいにともに終結の方針を決定。

4歳1か月15日 (事件発生日)	児童相談所がA病院より通告受理。 本児が救急外来で受診。頭部外傷があり、実母の説明する受傷機転が傷の状態と合致しないため、通告するとのこと。
4歳1か月16日 (事件発生翌日)	児童相談所が本児、きょうだい児の一時保護実施。 受傷状況について調査を行い、事故によるものではなく、直接的な外力を受けてできたものの可能性が高いことが判明。
4歳4か月20日 (事件発生2か月後)	実母が傷害罪で逮捕される。
4歳8か月4日 (事件発生6か月後)	実母が傷害罪にて懲役1年6か月、執行猶予3年の判決を受ける。

注釈：A病院：本児の体重増加不良等の検査を実施した病院。2回目の一時保護の通告元。
 B保育園：本児が最初に通っていた保育園。区こども家庭支援課の係属開始の契機となる通告を行った
 C保育園：本児の転園先となった保育園。
 D保育園：本児の2回目の転園を予定していた保育園。入園には至らなかった。

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題

ア 区こども家庭支援課と児童相談所との連携について

本事例は、本児が所属していた保育園からの受傷連絡を発端に、区こども家庭支援課が要保護児童ケースとして支援を開始した。その後、転園先の保育園からも複数の受傷や連日の欠席の状況等の情報が入ったため、児童相談所が一時保護した。

児童相談所は区こども家庭支援課に対し、一時保護中の調査状況や実母との面接の状況、一時保護解除後の児童相談所の対応について連絡していたが、本世帯の児童虐待に対するリスクアセスメントの共有、今後の支援方針等について具体的に協議するまでに至らなかった。両者の間で、一時保護解除後の支援に向けて個別ケース検討会議を開催することも検討されていたが、日程調整が難航したため開催までに至らなかった。その後、要保護児童等進行管理会議で児童相談所の終結方針の共有がされており、区こども家庭支援課は虐待の再発に関する懸念を感じていたものの、改めて両者の間で組織的にリスクアセスメント及び支援方針について協議する機会が設けられなかった。また、児童相談所の「本児の受傷は児童虐待によるものではない」とのアセスメントについて、区こども家庭支援課は疑問を感じていたが、関係機関間で統一した支援方針に至らなかった。

児童相談所と区こども家庭支援課の双方が関わる事例では、各機関がアセスメントや支援方針などを組織的に検討した上で、その内容を確実に共有し合い、具体的な取り組みに結び付けていく必要があった。

イ 児童虐待に関するリスクアセスメントについて

区こども家庭支援課は、B保育園からの通告により早い段階で本世帯の児童虐待に関するリスクを把握しており、実母からしつけとして手を上げていたことも確認していたが、1回目の一時保護前までに母子と直接接触できたのは、来所面接と家庭訪問の2回となっており、主に転園先となったC保育園のモニタリングによる状況確認が中心となっていた。区こども家庭支援課は、養育支援として関われるよう実母との関係構築を試みていたが、実母が区こども家庭支援課の関わりを避ける様子も見受けられた。

保育園の転園や転居等により新たな生活環境となることで、実母の養育面や児童虐待のリスクが高まるなどの可能性も考えられる中、区こども家庭支援課は本世帯のリスクアセ

メントを行い、養育支援としての関わりが持てるよう動いていたが、実母との関係構築の難しさから、本児の身体発育面の支援が中心となっていた。

一方、児童相談所は、一時保護に至る要因となった本児の受傷は実母による身体的虐待ではないと判断したものの、実母がしつけとして手を上げていたことに焦点をあて、再発防止に向けて取組を行った。実母も反省の態度を示し、児童相談所の継続指導に了承したため一時保護解除とした。しかし、その後、実母が児童相談所との関わりに消極的となり、電話連絡での状況確認のみとなり、家族の生活状況や親子関係評価、実母の養育状況といったリスクアセスメントを行うための情報収集が限定的になってしまった。さらに、定期的に児童相談所と区こども家庭支援課との間で虐待の再発リスクや母子関係、実母の養育状況に関するアセスメントの共有が十分にされないまま、児童相談所が終結方針を決定しており、その決定も業務繁忙等の事情により一部の責任職と担当者のみで臨時判定会議で決定する等、本来の組織的判断の中での方針決定に至らなかった。

ウ 関係機関からの通告について

本児はC保育園からの受傷連絡を受け一時保護となったが、それ以前にもC保育園が複数回に渡り、本児の傷痕や連日の欠席等心配な状況を把握していた。しかし、区こども家庭支援課、児童相談所にタイムリーに情報が伝わらなかった。

ヒアリング調査においてC保育園は、通告後の流れが見えないことや通告が誤りであった場合の不安、一時保護されることで今後の登園が途絶えてしまうことへの懸念を述べている。関係機関は自らが通告すべき立場であると理解していても、その後の展開も含め、どのようなことが想定されるのか分からない状況に、相当のストレスや不安を抱えていたことが伺える。

児童相談所はC保育園に対し通告後の流れについて説明するとともに、児童相談所が保育園に対し、保護者への対応等についての助言が必要だったと考える。

また、保育園が保護者との関係悪化について懸念を抱き、通告元になることに難色を示したことから、児童相談所が実母に対し「近隣住民からの通報を受け、児童相談所が保育園に調査を行い保護した」と事実とは違う説明を行ったことで、その後の支援者との関係の中で齟齬や混乱が生じてしまい、実母の不信感を募らせてしまった。

保育園等児童福祉施設は、児童虐待の防止等に関する法律第5条において、児童虐待の早期発見に努める義務と、児童や保護者に対する児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めることとされていることから、保育園がその義務を理解し適切に対応できるよう、日頃から、区こども家庭支援課や児童相談所による丁寧な説明や支援が必要であった。

エ 関係構築が困難な保護者への支援について

実母は離婚後一人で仕事と育児の両立を担っていたが、ひとり親家庭で養育していくことへの負担を感じていた。一方で、実母は援助希求に乏しく、周囲からの支援を期待する面と、監視されることへの恐れから人との関わりを回避する面との相反する気持ちを抱いていたと推察される。区こども家庭支援課や児童相談所の対応経過の中でも、実母は電話連絡等には応じるものの支援者を避けている様子も見受けられ、援助関係を築くのは難しかったと思われる。

一方、公判の中で実母は、一人で養育することへの負担感から瞬間的に激昂してしまい、本児を叩く行為へと至る経過となった旨を語っている。本事例のように、養育負担が保護者のストレスを高め、虐待行為につながってしまうケースについては、保護者に寄り添い、保護者が感じている育児の困難さに着目し、その行為に至る前にどのような支援をすれば

ストレスが軽減され、事態を防ぐことができるかの視点を持つことが必要と言える。

(4) 課題解決に向けた改善策の提言

ア 区こども家庭支援課と児童相談所の連携強化

区と児童相談所の間でリスクアセスメントや支援方針の共通理解のために、各々の見立てを共有し、統一した方針に基づいて支援が行われるようにすべきである。厚生労働省発出の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）」（以下、「第18次報告」）においても、地方公共団体への提言として「児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理」を掲げており、「児童相談所と市町村の虐待対応担当部署が、正しい知識に基づいて家族全体をアセスメントする力の向上を図ることはもちろん、継続するリスクについてアセスメントする時期及び実施者を明確にしておく必要がある」としている。

相互の対応状況や判断に疑問があれば、積極的に協議を行い、役割分担を見直す等方針やリスクアセスメントの乖離を防ぐことが重要となる。そのためにも、主担当機関を明確にし、その機関がイニシアティブを取って進行管理していく必要がある。

保護者や子どもに関する情報を集約し、世帯の問題点や課題を丁寧にアセスメントするために、個別ケース検討会議や要保護児童等進行管理会議等を通じて、リスクアセスメントの共有および具体的な方針を確認し、認識の統一を徹底するべきである。

なお、平成29年3月31日付厚生労働省発出による「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」をもとに、本市においても令和4年4月より「横浜市共通リスクアセスメントシート」が定められている。特に、区こども家庭支援課から児童相談所への送致や、区こども家庭支援課と児童相談所との間でリスクアセスメントの共有が必要な場合には、率直に意見交換し、双方のリスク判断や支援方針の共有がスムーズに行われるよう本ツールの活用も徹底されたい。

児童相談所が一時保護を行った場合、家庭復帰に向けての情報収集やアセスメントを十分に行う必要があるのは言うまでもない。そのためには、子どもが一時保護されている間も、関係機関と家族全体のアセスメント、支援方針を共有するとともに、家庭復帰後の支援体制について協議し、役割分担や緊急時の対応等の確認を行うことが重要であり、必要に応じて個別ケース検討会議を行うべきである。一時保護中の会議の開催が難しい場合には、一時保護解除後速やかに実施する等、早期に支援方針を共有する場を設定し、関係機関間で統一した支援方針に基づいて対応していただきたい。

また、主担当機関が主導して、定期的に個別ケース検討会議を開催する等により、関係機関間での協議の機会をつくっていただきたい。なお、会議の開催にあたっては、関係機関の日程調整の問題により協議の機会を逸することがないように、オンライン通信による会議を活用する等、各関係機関が参加しやすくなるよう環境整備についても検討していただきたい。

イ 児童虐待に関するリスクアセスメントの徹底

(ア) 区こども家庭支援課における総合的なアセスメント

区こども家庭支援課においては、複数の専門職が多角的な視点のもと、専門性を発揮し、親子の生活状況や保護者の養育に関する困難さや相談ニーズを把握していくことが重要となる。

本市における検証委員会の検証報告書（令和元年度発生分）にも「担当職員が支援方法について一人で抱え込まないよう、責任職とともに各専門職の知識や経験から多

角的な視点で見立てや支援方針の検討を行っていくべきである。」と記したように、各担当者がそれぞれの業務において、適切な支援を行えるよう、課内で行われる所内検討会議、定期的なアセスメント等を通じて組織的に支援方針を確認することを徹底していただきたい。

(イ) 児童相談所による組織的アセスメント及び支援の徹底

虐待リスクのあるケースの一時保護解除後の支援において、再発防止に向けての保護者の取組状況、養育に関する負担感、子どもの健康状態、親子関係の状況、生活の様子等といった情報は、世帯のリスクアセスメントや親子関係評価を適切に行う上で重要な判断材料となる。定期的に家庭訪問や親族への調査等を通じ必要な情報を収集し、当該世帯における虐待の再発リスク、現時点での保護者の養育面での評価等を総合的にアセスメントし、必要に応じて支援方針の見直しを行うことが必要である。

また、本事例については、児童相談所が臨時判定会議という簡易な方式の所内会議に提出しているが、本来は本世帯の生活状況や親子関係につながる情報を収集し、総合的にリスクアセスメントを判断した上で終結の方針を決定すべき内容であった。本市における検証委員会の検証報告書（平成30年度発生分）においても、簡易な方式による会議により一部の責任職と職員のみで方針を決定していた点を課題として挙げ、「児童相談所の受理会議などの組織的決定の場合は、様々な経験をした職員が複数で多角的・重層的に検討し、専門機関として適切な調査やリスクアセスメントを確認していく仕組みが期待される」、「業務繁忙の実情はあっても、児童相談所の組織としての専門性が確保される会議体制を検討し、その改善に向け早急に取り組むことが望ましい」と提言に記している。

すでに児童相談所では、定例の所内会議にて支援方針の検討を行うことを徹底しているところであるが、引き続き児童相談所の組織的判断が総合的なアセスメントのもとに決定されるよう会議の運営体制を維持していただきたい。

ウ 児童虐待対応における関係機関に向けた啓発

通告時において、保育園等が主体的に児童虐待対応・支援に取り組み、区こども家庭支援課、児童相談所と協力しながら対応できるよう啓発を行っていくべきである。

令和4年10月に横浜市子ども虐待防止ハンドブックの改訂を行っていることから、改めて関係機関への配布等を通じ、主体的に児童虐待に対応することの必要性を積極的に周知していただきたい。

また、区こども家庭支援課、児童相談所は関係機関が通告時の対応に不安や懸念を抱えていることにも留意し、関係機関が通告に係る具体的なイメージを持ちながら対応できるよう支援していただきたい。そのためにも、区こども家庭支援課、児童相談所から通告義務等を説明するとともに、通告時の区、児童相談所の動きや一時保護後の流れ、それに伴う関係機関の役割確認等を具体的に伝えていく必要がある。関係機関が通告の必要性を理解し、実行できるよう、通告や一時保護対応等に関する流れを具体的に理解するために、研修の実施（例えば、保育園に出向いて行う研修等）に今後も取り組んでいただきたい。

エ 保護者の養育支援に立った支援アプローチ

対人関係の課題、子育てに関する葛藤を抱えるなど、周囲から孤立しがちな保護者に対して、どのように関係を築き支援につなげていけるかという視点が重要となる。虐待通告を受理して世帯を把握した場合にも、その背景にある保護者の養育に対する困り感

に着目し、保護者との援助関係に立った支援を構築できるよう積極的に世帯に参与する取組が必要となる。

児童虐待の発生予防のための必要な支援として、ヘンリー・ケンプ氏の理論に基づき「社会的孤立解消」、「生活ストレスの軽減」、「子の症状の軽減」、「親の育児改善・治療」が提案されている。保護者への関わりを通じて相談関係を築き、社会資源を活用した具体的な生活ストレス軽減のための支援を行うことが重要であり、その関わりを通じて、子どもへの支援、保護者の養育課題への支援へとつなげていくことが必要である。

虐待通告を受けての家庭訪問や面接となる場合、虐待の事実確認や注意喚起が目的となりがちだが、その中でも保護者の困り感やニーズを把握し、保護者に寄り添い信頼関係を築き、支援につなげていただきたい。

また、主任児童委員等の地域における身近な支援者は、保護者に寄り添い、共感的に関われる存在である。保護者と地域がつながり、社会的孤立解消に向けた支援ができるよう、個別ケース検討会議等の情報共有の場を活用し、ネットワークの強化を図っていくことも重要と考える。

3 事例Ⅱ・Ⅲ

3-1 事例Ⅱ

(1) 事例の概要

ア 事例概要

自宅で本児と実母が死亡しているのが発見され、心中であったとの情報を把握した。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実父（40代）、実母（40代）、本児（9歳）、きょうだい児（7歳）

(イ) 世帯の状況

区役所、児童相談所ともに、虐待対応や要支援児童としての関わりはなかった。

(2) 事例の経過

9歳10か月29日 事件当日	実父が帰宅したところ、実母と本児が自宅において死亡しているのを発見した。
事件から8か月後	実母を被疑者死亡で送検との情報を警察より聴取。

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題

実母は、コロナ禍の生活が影響し重度のストレス反応を示し、精神科に通院していた。また、実母が残した手帳に育児で悩んでいたことが記載されていたことなどから、本児との関係性による育児の負担や不安を感じていたことが伺えた。本児の要求にこたえきれない母は、自責の末、抑うつ状態が増していた可能性がある。

本児は、学校生活の中では、「問題のない子」と評されていたが、実母は、家庭内での態度について、スクールカウンセラー*1に相談を数回行っている。事例発生前の段階から適切な支援が必要であり、スクールカウンセラーは、実母との面談の中で、本児への対応方法についての支援を重ねていたが、本児の特性について医学的支援に結び付けるには至らなかった。スクールカウンセラーだけでなく、学校医、あるいは実母の主治医の精神科医と共に、本児の抱える課題と家庭内での問題に関する相談と助言が行われるよう、精神科医療との連携が必要であった。

また、全国の自殺死亡率は近年、全体としては低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は、令和2年に増加し、令和3年もさらに前年を上回っている。コロナ禍で顕在化した課題等を踏まえた女性の自殺対策や、子育てをしている親に焦点を当てた自殺予防対策の充実が今後さらに必要である。

*1 スクールカウンセラー：臨床心理士等の資格を持つところの専門家を学校に派遣し、児童生徒・保護者の相談に応じている。

3-2 事例Ⅲ

(1) 事例の概要

ア 事例概要

車内で、男女2人と男児2人の遺体が発見され、心中であったとの情報を把握した。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実父（40代）、実母（30代）、本児（7歳）、本児（2歳）

(イ) 世帯の状況

区役所、児童相談所ともに、虐待対応や要支援児童としての関わりはなかった。

(2) 事例の経過

7歳 2か月 25日 2歳 11か月 14日 事件発覚日	コンビニエンスストアの駐車場のワゴン車内で、実父、実母と7歳児、2歳児が死亡していることを確認。
事件から4か月後	実父が被疑者死亡で送検と報道により確認。

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題

本事例において、実父の就労状況、経済的な問題、家族関係等自殺に至る要因について推測できる事実は得られなかった。

自殺に至る原因は事例ごとに多様であり、このため自殺対策は多方面での施策が必要になると思われる。子どもを道連れにする、という考えと行動を起こさないよう、子どもには「生きる権利」「育つ権利」があることを広く社会に向けて啓発するとともに、養育者が自殺に追い込まれないよう、様々な施策を展開していく必要がある。

4 事例Ⅱ・Ⅲの検証を踏まえた課題解決に向けた改善策の提言

(1) 自殺予防対策の強化について

今回の検証では事例Ⅱ・Ⅲともに情報が少ない中、どのような経過をたどり心中に至ったのかについては、不明な点が多かった。また、関係機関の関与が少ないことや、加害者も死亡しているなどの事情もあり、十分な分析、検討を行うことが困難な状況であった。このような中での検証であったが、自殺対策として子育てをしている親の支援強化や周囲の人々がそれぞれの立場で話を聞き、必要な情報提供ができるようゲートキーパー*2の役割を広げていくなどの取組が重要となると考えられた。

また、インターネットで「死」や「自殺」等が検索された場合に、正しく安全な支援先を表示する等、相談に結びつくためのシステム整備と、その周知にも積極的に取り組んでいくべきである。

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めた「自殺総合対策大綱」には、「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題である…」とあり、さらに「自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。」と記されている。自殺を思い留まる状況を作っていくこと、生きることの促進要因（自己肯定感や信頼できる人間関係等）を増やす取組を何より強化する必要がある。その上で、心中の対策としては、子どもを巻き込むことについて社会が許さないという機運を醸成することが重要であろう。まずは、児童福祉に携わる多くの関係機関、関係者が自殺の実態や自殺に至るまでの要因、自殺対策や予防の方法について理解を深め、日々の相談や支援の中で生かしていくべきである。

*2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできる人。「自殺総合対策大綱」において、重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げている。

(2) 精神科医療との連携について

成人患者の治療に携わる精神科医療関係者は、自殺予防として患者の家族に対し、自殺のリスクを伝え、どのような支援が必要かを考え対応していくこととなる。その上で、精神疾患がある養育者への治療においては、単にその患者の自殺を防ぐだけでなく、子どもへの虐待防止にも配慮した視点での治療が必要であり、このことは、親子心中を防ぐ上でも有効であると考えられる。精神科医療機関は、子育ての様子についても関心を払い、支援が必要な世帯を把握した場合は、区こども家庭支援課へ情報提供を行うなど、必要に応じて要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）と連携を強めることが重要である。また、要対協調整機関や児童福祉に関係する職員は、精神疾患に関する基本的な知識を習得する努力が求められている。

本市における児童虐待による重篤事例等検証委員会（以下、検証委員会）の検証報告書（令和元年度発生分）にも「一般的に精神科医療機関では、患者本人との治療関係を第一としているが、児童虐待を防ぐには、患者の家族背景にも留意し、子どもへの養育状況まで考慮することが必要である。」と記しており、精神科医が親子関係や家族状況についてのリスクを評価することが重要である。例えば、母親のうつ症状は子どもとの関係に起因することもあり、本人の治療にあたっては、症状だけではなく、家族全体を理解しつつ、

どのように家庭での生活を営んでいくことができるかを支援者間で考え合い、必要に応じて他の相談機関への紹介を行うことが望まれる。そのためには、医療・保健・福祉・教育のより一層の連携強化を推進し、それぞれの専門職が必要な支援を組み立てることができるよう、関係機関を集めたケースカンファレンス等により、養育状況や生活実態を明らかにする中で、協働して支援にあたっていただきたい。

また、スクールカウンセラーは、医学的な助言や治療が必要な事例等にも対応しており、一人で抱え込むことなく、教職員や関係機関と適切な連携を図っていく必要がある。特に、学校内で児童生徒の心身の健康について中心的な役割を担う養護教諭と連携した支援が求められる。さらに、学校医等が身体的な健康問題に加え、メンタルヘルス等、児童生徒や保護者の精神的な健康課題への適切な対応を促進するため、学校と地域の専門的機関とのつなぎ役になるなど、学校内における医療的支援に積極的に関与できるような体制づくりを整えていく必要がある。

(3) 心中は児童虐待であるという視点について

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（厚生労働省）の第1次報告から第18次報告までの期間中に把握した子ども虐待による死亡事例数及び死亡人数は、心中以外の虐待死事例では、889例(939人)、心中による虐待死事例では、428例(595人)であった。本市では平成21年から検証委員会の中で、7事例の心中案件の検証を行ってきた。国と同様に、児童虐待による死亡事例のうち心中事例が占める割合は決して小さなものではない。直近では、令和元年度に発生した母子心中について検証を行っており、心中事例が続いている。全国の心中による虐待死が、虐待死亡人数全体の4割近くであるにもかかわらず、社会的には、未だ「児童虐待」として認識されているとは言い切れない状況である。

心中は児童虐待であるという視点については、自殺対策の観点から親子心中をどう捉えていくかが焦点となってくる。本市においては自殺対策等に関わる部署と親子心中を児童虐待として扱う部署が分かれている現状であり、共に関係する部署が連携し合い、実態の確認や課題についての協議を行うことに取り組んでいただきたい。

ユニセフは「子どもの権利条約」4つの原則の第一に、「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」を挙げており、平成28年の改正児童福祉法も、児童を権利の主体者として位置づけている。全ての子どもに生きる権利があることを、社会全体で認識することが重要であり、そのための啓発に取り組んでいくべきである。

さらに、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」には、「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり…子ども側にとって有害な行為であれば虐待…子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければならない」と示されている。この視点を忘れずに、親の都合で子どもの生命が奪われることのないよう、たとえ親であっても子どもの生命を侵害する権利はないという価値観の醸成を、子どもに関わる全ての機関が広く社会に発信し、啓発を続けていくことを期待したい。

5 事例Ⅳ・Ⅴ

5-1 事例Ⅳ

(1) 事例の概要

ア 事例概要

A県の空き家の庭で、乳児の遺体が発見され、実母が死体遺棄容疑で逮捕され有罪判決を受けた。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実母（20代）、本児（0歳）、【実父 不明】

(イ) 世帯の状況

区役所、児童相談所ともに関わりはなく、母子健康手帳の交付もなかった。

(2) 事例の経過

0歳 0か月0日	本児を市内自宅にて出産。
0歳 0か月1日	本児死亡。
0歳 0か月4日	A県の空き家の庭に遺体を埋める。
0歳 0か月6日 事件発覚日	遺体発見。
事件発覚から5日後	実母が死体遺棄容疑で逮捕される。

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題

実母は、A県の実家で暮らしていたが幼少期に父母が相次ぎ亡くなり、親戚の家で暮らすこととなり、自分の気持ちを誰かに伝えることや、悩み事を相談することもなく過ごしてきた。妊娠についても誰にも相談せずに出産に至っており、公判の中で、今回の事件の原因について実母は、「本音を打ち明けられなかったこと、自分で処理できなくなって一人で抱えていた。誰かに相談すればよかった。」と、述べている。一緒に先々のことを考えてくれる存在はおらず、「相談する相手がわからなかった。役所に行けば手続きを教えてもらえると知らなかった。」とも語っている。

実母は、高校を卒業し親族宅を出て以降、親族との連絡も取らずに性風俗産業等で生活を成り立たせてきた。（本児の実父については不明である。）妊娠が分かってから子どもを養育する気持ちはなく、中絶を考えたが誰にも言えず、金銭的に困窮していたことから産婦人科への受診等も行わずにいた。事件の背景に実母の置かれてきた環境があることを考えると、支援者が支援開始の端緒を得た場合には、相談者の生育歴に寄り添いながら粘り強く連絡や訪問等を行い、信頼関係を作り上げていくことが必要と示唆される。

5-2 事例V

(1) 事例の概要

ア 事例概要

コインロッカーに乳児の遺体を遺棄したとして、実母が死体遺棄容疑で逮捕され有罪判決を受けた。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実母（30代）、本児（0歳）、【実父 不明】

(イ) 世帯の状況

本市では、養育者不在のため、きょうだい児（2歳）を一時保護後、施設入所措置し、現在も係属中。実母とは事件前約2年間、連絡が途絶え行方が分からない状況が続いていた。

本児については区役所、児童相談所ともに関わりはなく、母子健康手帳の交付もなかった。

(2) 事例の経過

0歳 0か月0日	市内のホテルで本児出産(死産)。
0歳 0か月3日頃	実母が商業施設ビルにおいて、同施設内のコインロッカーに本児の遺体を入れる。
	数日毎に利用料金を払いながら、同ロッカー内に遺体を放置。
0歳 10か月11日頃 事件発覚日	料金未払いで使用期限を過ぎたため、管理会社がロッカーを開けたところ中からタオルにくるまれた遺体を発見。
事件発覚から19日後	実母が死体遺棄容疑で逮捕される。

【きょうだい児の一時保護～施設入所の経過】

実母逮捕の 2年 6か月前	実母が居所を転々とし、妊婦健診未受診のままきょうだい児を出産。母子で病院へ救急搬送される。
	児童相談所がきょうだい児を一時保護。
2年 5か月前	実母が居所不明になる。
2年 3か月前	居所を確認した児童相談所が実母と面接。
1年 11か月前	児童相談所が実母と面接。母方祖母の力も借りて生活を立て直し、いずれはきょうだい児を引き取りたいとの意向を確認。
1年 10か月前	実母が児童相談所との面接予定の日に来所せず。再び行方不明となる。
実母、行方不明の状況が継続	

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題

実母は、家出、音信不通、窃盗などの行動を繰り返しており、人との関係の中で一定の関わりが生じ、ストレスが高くなるとその場から逃げ出すなど対人関係の苦手意識やストレス耐性、自己肯定感の低さが感じられた。

きょうだい児に対しては、一時は「育てたい」という意思を示したが、結果、子どもを置いたまま失踪するなど、その時点での判断や意思を維持できない点に実母の特徴があり支援者に継続的に頼ることもなかった。

公判では、今回の事件の根本的な原因を問われ、実母は「誰かに相談せず自分一人で抱え込んだせい、自分のせい。」と答えている。出産の8か月前に、つわりで妊娠に気づいたが、お金がなく保険証もなかったため、「病院に行くことは考えもしなかった。」「何も考えられなかった。」と話し、「ホテルで産んで預けるつもりだった。赤ちゃんポストに預けようと思った。」と述べている。

実母自身が抱く「自分のことは受け入れてもらえない」、「迷惑をかけてはいけない」という認知形成は、実母の生育歴が何らかの影響を及ぼしたと考えられ、そのことは、他者への基本的な信頼感が育まれなかったことにもつながってきたと推測できる。

6 事例Ⅳ・Ⅴの検証を踏まえた課題解決に向けた改善策の提言

(1) 相談体制の更なる強化について

ア SOSの受信の強化

妊娠や出産に関する知識に乏しく、相談する相手がいない場合、予期しない妊娠について相談できる機関の周知や体制の充実により、知識を得る機会を促進していくべきである。平成23年以降、全国の自治体において妊娠SOS相談窓口の設置が活発に行われてきた。本市においても平成28年1月に「にんしんSOSヨコハマ」を開設し「予期しない妊娠で産もうかどうか迷っている」、「妊娠したが自分では育てられない」、「産みたいが出産の費用がない」など、妊娠・出産・育児に関する相談に365日、電話(10時～22時)やメール(24時間)で相談を受け付けている。

相談者にとって、相談方法における多様なアクセス方法が必要であり、特にSNS等を活用した相談体制の整備や、適時適切な情報提供ができるようなアウトリーチ型の支援が求められている。また、24時間対応できることなどのアクセスしやすさと、匿名性の保障などを進めていく必要もある。

さらに、SOSを受け止め、妊娠期からの切れ目のない支援を行うために、医療機関と連携して支援を開始する体制を整備することも重要であり、産婦人科医療機関の医療ソーシャルワーカー等との連携をさらに強化していくべきである。

加えて、令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」*³(以下、困難女性支援法)が施行されることとなり、子どもの権利擁護の観点からも強く関心を持ち続ける必要がある。困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援を行うためには、民間団体との協働により、相談窓口開設等の施策の推進にも取り組んでいただきたい。

*³ 困難な問題を抱えた女性への支援に関する法律：(令和6年4月1日施行) 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

イ 情報の周知の強化

SOSの受信の強化と共に、相談者に必要な支援を届けていくよう、情報の発信を強化していく必要がある。相談の糸口をつかみ、相談につながるきっかけを作るためには情報を発信し続けること、様々な媒体を駆使してメッセージを届けていくことが必要である。

具体的には、公的な支援の仕組みや経済的な援助について、また、子どもを育てられない場合の社会的養護の制度等もわかりやすく伝えていく必要がある。さらに、子どもを産み育てていく場合、利用可能な子育て支援サービスや、地域の中で暮らしていくための居場所や預け先等、必要な情報が手に入るよう発信の幅を広げ、さらにその仕組みの構築にも期待したい。

ウ 支援者のスキルアップの強化

今回の事例は、家族や社会の中で孤立し、SOSの発信には結びつかなかった。この事は、実母自身のパーソナリティや精神的状況だけでなく、生育歴や環境の影響もあるものと考えられた。相談を受け止める支援者は、様々な課題を抱えながらも支援に結びつかなかった本事例を含め、多様な背景を抱える特定妊婦等の事例に対し、その人に沿った支援のあり方を考えていく姿勢を持ち続けていただきたい。相談者の抱える問題

が多様であることを理解し、支援者自身の人間理解の幅を広げ、その上で、相談者に受け入れられる支援方法は何かを考えることのできるようなスキルを上げていく必要がある。

(2) 性に関する正しい知識や性行動について

検証に至った事例の実母は、予期しない妊娠という危機に直面しても、誰にも「助け」を求めることはなく、安全な分娩からほど遠い状況の中で出産に至っており、実母自身の命にも関わる問題であった。

予期しない妊娠を防ぐためには、学校保健の一環として性に関する正しい知識や性行動に責任を持つことの大切さを伝える教育、妊娠した時の対応に関する情報提供等は不可欠であろう。さらに、男女を問わず、性に関する知識とお互いを尊重し合う姿勢を教育の場で伝えていくことが必要となる。しかし、小学校・中学校の学習指導要領には、いわゆる「はどめ規定」と呼ばれる性教育に関する制限がかけられている現状がある。

今後、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（国際連合教育科学文化機関）で示された、生殖や性的行動、リスク、病気の予防だけでなく、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止等を含めた「包括的性教育」を推進していく必要がある。人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を学び、性に関する自己決定の大切さや妊娠の経過についての正確な知識等を低年齢から段階に応じて継続的に伝え、予期しない妊娠を防ぎ、母体の保護と児童虐待の予防を進めていくべきである。

また、子どもたちに向けた正しい性の知識を普及させるとともに、命を尊重し、子どもの成長は社会全体でサポートしていくべきことも広く啓発していただきたい。

(3) 孤立や貧困を抱えた女性への支援について

今回検証に至った事例は、経済的に困窮し、背景に貧困と孤立の問題を抱えていた。妊娠届出書を提出することから始まる保健・福祉分野の支援につながることはなく、支援者と妊娠経過を確認することや経済的援助に結び付くことはなかった。

昭和31年制定の売春防止法により、「保護更生」を目的に女性への支援は取り組まれてきたが、支援ニーズは多様化し、若年女性への対応、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、困難な問題を抱える女性を対象として、相談から自立までの支援を包括的に提供できるようにすることが今後の課題となっている。困難女性支援法では、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定しており、施策の推進を期待したい。

また、検証事例の実母は、幼少期から逆境体験の中で孤立し、家庭の中での居場所が見つけられずに過ごしてきている。貧困と孤立の中での生活は子どもの人権を脅かす問題でもあることを認識し、社会全体で子どもをサポートする体制を整えていく必要がある。地域社会の中で子どもたちを見守り、子どもの置かれた環境に寄り添い、適切な支援に結び付けていくことが重要である。子どもたちが人に助けってもらうことや頼ることの経験を通し、(2)で述べた性に関する正しい知識の獲得を教育現場だけでなく、出会った大人からも得られることや子ども自身が周囲にSOSを発信していける社会が作られていくことを望みたい。

7 おわりに

本検証委員会が、今回検証の対象とした事例は、令和2年度及び令和3年度の2年間に発生、発覚した5事例である。

5事例のうち、事例Ⅰは、身体的虐待による傷害罪で保護者が逮捕された事例だが、本事例における関係機関の対応を振り返ると、改めて児童虐待対応の基本を再確認し、基本に沿って支援を行うことの大切さが浮かび上がったように思われる。ただし、基本はわかっているとしても、それを適切に実行するには種々の困難があることも、本事例は示したと言っている。関係機関においては、児童虐待相談において、どのような事情が対応の困難さを招くのか、困難を克服するためには何が必要なのかといったことを、本事例も教訓としながら意識して、今後に生かしていただければと思う。

残る4事例のうちの事例Ⅱ、Ⅲは、いわゆる「親子心中」事例であり、Ⅳ、Ⅴは「0日児死亡」と考えられる事例であった。社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第1～18次）によれば、心中以外の虐待死の中で0日児は18.4%（5.4人に1人）と高い割合を示しており、心中による虐待死についても、虐待死全体の38.8%を占めている。現に、今回の検証事例5事例のうち4事例がこうした事例であり、虐待死をなくしていく上で、これらの克服は大きな課題となっている。

とはいえ、0日児事例や心中事例は、関係機関の関与がないか希薄な場合が多い。それはとりもなおさず支援を担う関係機関が、子どもや家族の危機的な状況を把握することが難しいことと軌を一にする。加えて心中事例では、発生後に再発防止策を検討しようとしても、当の保護者が死亡していることも多く、事件の背景を知る手がかりが失われ、具体的な対策を考えることも困難となる。事実、今回の2事例の保護者はいずれも死亡しており、どのような事情があったのかを知ることはできなかった。

なお、0日児事例と心中事例は、その背景も態様も大きく異なっているが、他の虐待死と違って、いずれも自らの意思で子を殺害しようとする点で共通する。したがって、殺意を抱き、実行する前に関係機関にアクセスしてもらうことが重要であり、関係機関につながる事ができれば、事例に応じた何らかの解決策を示すことができ、その多くを未然に防ぐことができるとも言えよう。

したがって、本文でも述べたとおり、ゲートキーパーの養成を含む自殺対策や「にんしんSOSヨコハマ」の取り組みは重要であり、関係機関がそれぞれの立場で工夫しながら、こうした活動の周知、啓発をより広く進めることを期待したい。

横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会
委員長 川崎 二三彦

横浜市 区福祉保健センター機構図（標準形）※事件発生当時

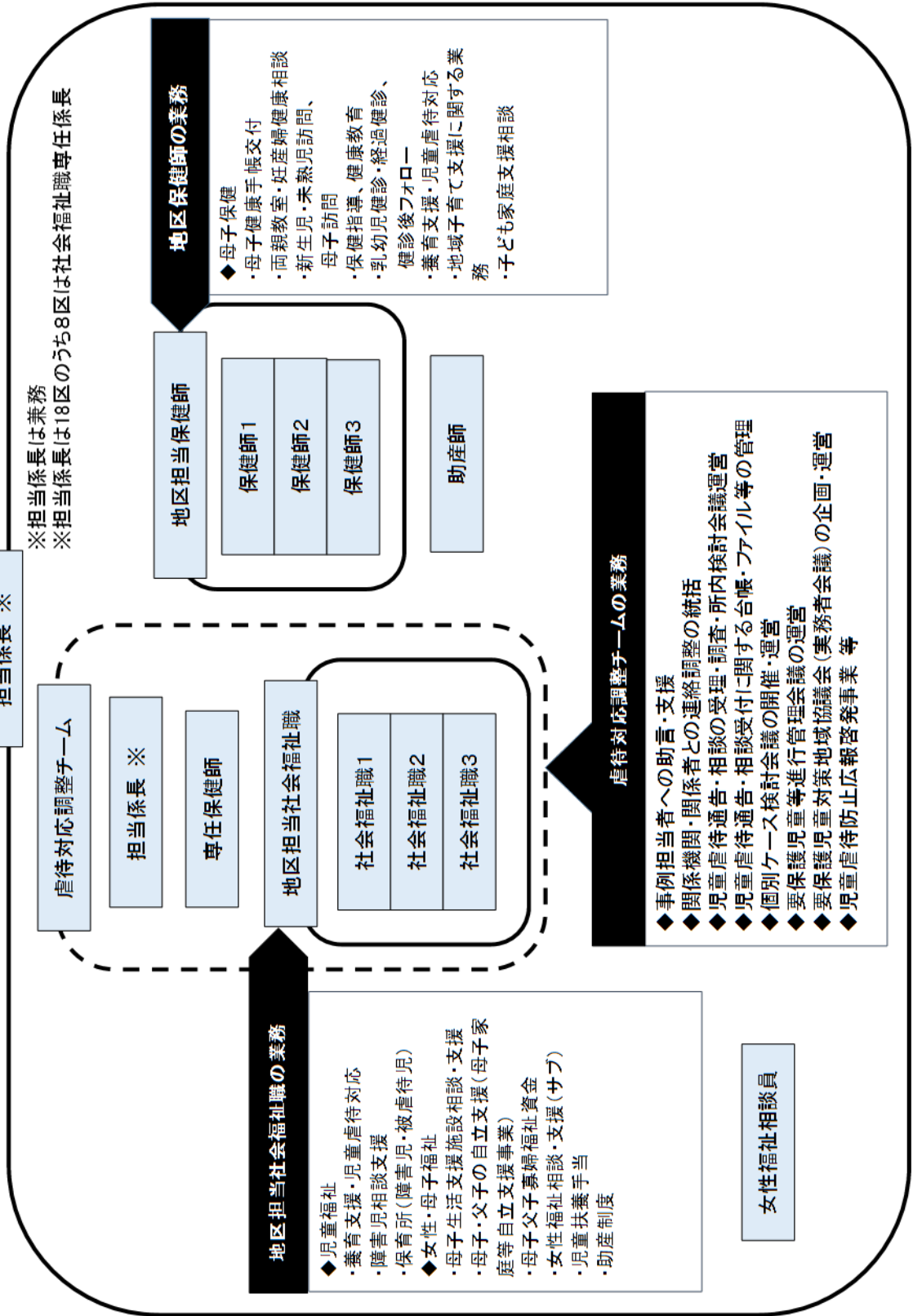
社会福祉法に基づく「福祉に関する事務所」及び地域保健法に基づく「保健所支所」の機能を有する福祉保健センターを、18区役所に設置しています。



『横浜市福祉保健センター業務運営指針』から抜粋

横浜市 区子ども家庭支援課 専門職体制イメージ図(事件発生当時)

子ども家庭支援課専門職 体制イメージ図



横浜市 児童相談所機構図 (事件発生当時)

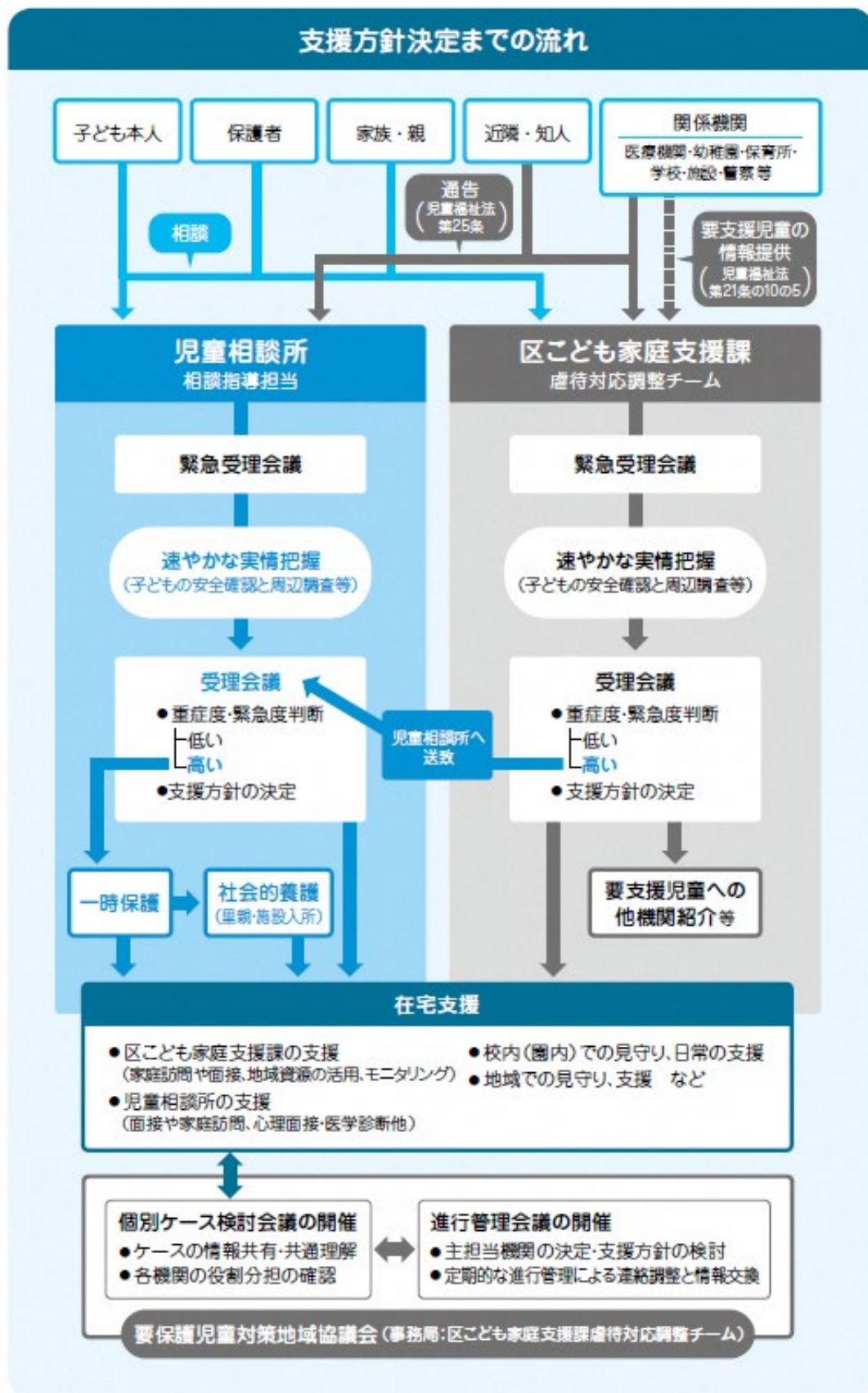
令和3年4月13日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97㎡	1,356.14㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 [保護所]	4,476.47㎡ (内児相分3,928.72㎡) ※保護所含む	3,129.76㎡ (内児相分2,697.27㎡) ※保護所含む	961.65㎡ [1501.74㎡]	30,764.19㎡ (内児相分2,976.41㎡) [997.48㎡]
	<p>所長 (児童相談所統括担当部長)</p> <p>副所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 4 事務(1) 運転者(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 8 保育士 25 保育士(8) 保健師 2 心理療法士(2) 学習指導員(8) 栄養士(1) 担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 4 自立支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保育士 4 保健師 1 看護師(1) 心理療法士(1) 学習指導員(2) 虐待対応・地域連携課長 <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 1 社会福祉 2 保健師 1 連携対応専門幹(1) ホットライン相談員(9) 虐待対応専門員(13) 支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 6 看護師 1 相談調査員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 16 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 16 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(5) 担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 33 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 2 事務(1) 里親対応専門員(1) 養育支援家庭訪問員(4) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 法務担当課長 医務担当課長 <p>正規職員 155人 再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 62人 計217人 (ほか委嘱医師7人)</p> 	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 3 保健師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 2 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 25 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 12 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 19 保育士(8) 調理員 1 調理員(3) 看護師(2) 心理療法士(1) 学習指導員(4) 医務担当課長 <p>正規職員 101人 再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 31人 計132人 (ほか委嘱医師5人)</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 5 看護師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 22 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 10 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(5) 小児科医師(1) 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 6 保育士 20 保育士(8) 保健師 1 看護師 1 事務 1 心理療法士(1) 学習指導員(5) 栄養士(1) 医務担当課長 <p>正規職員 104人 再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 26人 計130人 (ほか委嘱医師6人)</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 4 保健師 1 相談調査員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 10 保健師 1 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 21 保健師 2 社会福祉 1 (再任用職員1含む) 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(2) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 11 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(6) 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 3 保育士 17 保育士(11) 保健師 1 看護師(1) 心理療法士(1) 学習指導員(4) 運転者(1) 医務担当課長 <p>正規職員 88人 再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 29人 計118人 (ほか委嘱医師9人)</p>

・ () 内は月額会計年度任用職員 () 内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 597人 [正規職員 448人 再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 148人] (ほか委嘱医師 計27人)

横浜市 区・児童相談所の支援方針決定までの流れ



検証委員会の概要

1 検証委員

第33期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会委員

50音順・敬称略

氏 名	職 名
有本 梓	横浜市立大学医学部看護学科 地域看護学領域 准教授
加山 勢津子	横浜市主任児童委員連絡会 代表
◎ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
澁谷 昌史	関東学院大学 社会学部 教授
高藤 杏花	神奈川県弁護士会 弁護士
藤田 純一	横浜市立大学附属病院 児童精神科医師

◎印…委員長

第34期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会委員

50音順・敬称略

氏 名	職 名
有本 梓	横浜市立大学医学部看護学科 地域看護学領域 教授
※ 加山 勢津子	横浜市主任児童委員連絡会 代表
◎ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
※ 久保 蘭 祐子	横浜市主任児童委員連絡会 瀬谷区代表
澁谷 昌史	関東学院大学 社会学部 教授
高藤 杏花	神奈川県弁護士会 弁護士
藤田 純一	横浜市立大学附属病院 児童精神科医師

◎印…委員長

※加山委員が令和4年11月末をもって、第34期検証委員会委員を退任したため、
12月より後任として久保蘭委員が着任。

2 開催概要と検証経過

第33期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会

第9回 令和4年7月7日……検証事例の概要、検証の進め方の検討

★関係機関へのヒアリング……令和4年8月～令和4年11月

第34期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会

第1回 令和4年11月17日……ヒアリング調査結果の報告と検証

第2回 令和4年11月29日……事例の問題点、課題の検討

第3回 令和4年12月26日……事例の問題点、課題の検討

第4回 令和5年1月25日……報告書素案の検討

第5回 令和5年2月20日……報告書素案の検討(最終確認)

児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領

制 定 平成 20 年 3 月 28 日（局長決裁）
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日（局長決裁）

（目的及び設置）

第 1 条 児童虐待の防止等に関する法律 第 4 条第 5 項に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例等検証委員会（以下「検証委員会」という。）を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置する。

（構成）

第 2 条 検証委員会の委員は、横浜市児童福祉審議会委員及び横浜市児童福祉審議会運営要綱第 3 条に基づく臨時委員 7 人以内をもって構成する。

2 検証委員会に委員の互選による委員長を 1 名置く。

（業務）

第 3 条 検証委員会は、次の業務を行う。

- (1) 児童相談所または区が関与していた虐待による重篤事例等及びこども青少年局で検証が必要と認める事例につき、必要な検証を行う。
- (2) 検証の結果は、報告書を作成のうえ、児童福祉審議会児童部会において報告する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は児童福祉審議会委員の任期とする。

（検証方法）

第 5 条 検証は、次の方法により行う。

- (1) 事例ごとに行うが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととする。
- (2) 区、児童相談所、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて、関係機関ごとのヒアリング、現地調査等を実施する。
- (3) 調査結果に基づき、課題等を明らかにし、再発防止のために必要な事項を検討する。

（守秘義務）

第 6 条 検証委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議の非公開等）

第 7 条 プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができる。

（事務局）

第 8 条 運営に必要な事務は、こども青少年局こどもの権利擁護課が行うこととする。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日 ここ第 5443 号）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 31 日 ここ第 3908 号）

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日 ここ第 7885 号）

この要領は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 ここ第 10841 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

児童虐待による重篤事例及び死亡事例検証報告書
(令和2・3年度発生分)

令和5年4月

横浜市児童福祉審議会

＼横浜市全区で開催します／

グループトーク みんなで話そう、つながろう！ 横浜での子育て

子育てしていて困ったこと、嬉しいこと、わかってほしいこと、あったらいいな
など、子育ての本音を参加者同士で話しましょう。

横浜での子育てについて、お話を聞かせてください。

皆様の声は、次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」策定に生かします。



※カードの一例です

土日及び小学生
の預かりを充実
してほしい。



赤ちゃんも小学生も
子ども同伴
OK

未就学児
託児あり

父親学級
の常設化

※カードの一例です

対 象： 赤ちゃんから高校生までも子育て中の方・子育てに関心のある方
【各会場先着30人（事前申込み）】

内 容： 子育てに関する「①困ったこと」、「②あったらいいな」などについて、お話のヒントになる「葉っぱのカード※」を使いながらグループで話し合います。

日時・場所：横浜市内全18区 各1会場（裏面参照）

お申込み：ホームページ（横浜市電子申請・届出システム）からお申込みください。（申込期間は裏面参照）

お申込み



グループトーク 横浜市 計画

検索



【日時・会場・申込期間】

日時			開催区	会場	申込期間
10月14日	土	10:00 ~ 12:00	南区	南区役所1F多目的ホール	9月11日 ~ 9月30日
10月14日	土	14:00 ~ 16:00	港北区	港北区役所1階健診会場(予防接種室)	9月15日 ~ 9月30日
10月21日	土	10:00 ~ 12:00	瀬谷区	瀬谷区役所5階大会議室(A・B)	9月11日 ~ 10月7日
10月22日	日	10:00 ~ 12:00	旭区	旭区役所新館2階大会議室	9月11日 ~ 10月8日
10月28日	土	10:00 ~ 12:00	中区	中区役所本館701会議室	9月11日 ~ 10月14日
10月30日	月	10:00 ~ 12:00	栄区	栄区役所新館1階健康相談室(101・102)	9月11日 ~ 10月16日
11月1日	水	10:00 ~ 12:00	鶴見区	鶴見区役所1階予防接種室	9月11日 ~ 10月18日
11月1日	水	10:00 ~ 12:00	西区	西区役所3階会議室(3B)	9月11日 ~ 10月18日
11月15日	水	10:00 ~ 12:00	泉区	泉区役所4階会議室(A・B・C)	10月11日 ~ 11月1日
11月25日	土	10:00 ~ 12:00	都筑区	都筑区役所1階多目的室	10月11日 ~ 11月11日
11月26日	日	10:00 ~ 12:00	磯子区	磯子区役所7階会議室(701・702)	10月11日 ~ 11月12日
11月27日	月	10:00 ~ 12:00	港南区	港南区役所6階会議室(601・602)	10月11日 ~ 11月13日
11月27日	月	10:00 ~ 12:00	保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所3階会議室(301・302)	10月15日 ~ 11月13日
11月29日	水	10:00 ~ 12:00	緑区	緑区役所4階会議室(A・B)	10月11日 ~ 11月15日
11月30日	木	10:00 ~ 12:00	金沢区	金沢区役所3階1号会議室	10月11日 ~ 11月16日
12月2日	土	15:00 ~ 17:00	神奈川区	神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえ	10月11日 ~ 11月18日
12月9日	土	14:00 ~ 16:00	戸塚区	戸塚区役所3階多目的スペース大A	11月11日 ~ 11月25日
12月15日	金	10:00 ~ 12:00	青葉区	青葉区役所4階401~403会議室	11月11日 ~ 12月1日

横浜市子ども・子育て支援事業計画について

横浜市では、「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」を策定し、妊娠期から出産、乳幼児期、学齢期、青少年期に至るまでの切れ目のない総合的な子ども・子育て支援施策を推進しています。現計画の期間が令和6年度末までであることから、次期計画（計画期間：令和7～11年度）策定に向けて、横浜市子ども・子育て会議等において検討を進めていきます。

皆様からいただく声は、今後の子ども・子育て支援施策を検討、推進するうえで大変重要なものとなります。ぜひご参加ください！

問合せ先

横浜市こども青少年局企画調整課グループトーク担当 Eメール：kd-kikaku@city.yokohama.jp
電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061